明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治廿一年五月創刊毎月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治四十五年

三月二十日發行

第貳拾五卷
第參號

第貳拾五卷第參號目次

○論　說……（一頁）
刑法に於ける危險性……東京控訴院檢事　山岡萬之助（ドクトルユリス）
ルヰ第十三、十四世の朝に於ける佛國裁判の事情……法學博士　中田薰
○談　叢……（一八頁）
○免囚保護に就て……手塚名古屋控訴院檢事長談
○藤澤典獄懷舊談
○資　料……（二五頁）
○明治四十五年監獄に關する經費
○說　林……（三三頁）
○笞刑再興說
○飲酒と犯罪との關係
○低能者に對する國家保護
○統　計……（三七頁）
明治四十五年一月末日現在在監人員表
明治四十五年一月末日現在受刑者罪名表
明治四十五年一月末日現在在監人員監獄別表
明治四十五年二月假出獄許可人員表
○彙　報……（四六頁）
京都の典獄協會決議事項
逃走事故
福岡監獄煉化工場燒失
○寄　書……（五三頁）
監獄衞生雜感（其三四）……金澤　石崎貨樂生
品性の修養を論ず……石井光美
○通　信……（七四頁）
名古屋たより……金城南溪生
前橋たより
大分たより
神繩たより
○叙任及辭令……（八五頁）
○會　報……（八六頁）
茶話會
授業科目と講師
練習生追加
編輯事務專任

監獄協會雜誌第貳拾五卷第參號

論說

○刑法に於ける危險性 Die gefährlichkeitim Strafrecht

東京控訴院檢事
ドクトルユリス　山岡萬之助

第四、犯人の危險性とは犯罪主體に存する危險の性格を云ふ。犯罪主體の性格に關し刑法の規定する主なるものは責任能力及び累犯に付ての規定なり。責任能力 Zurechnungsfähigkeit に關する刑法の規定は精神の發達及び其健全を基礎とし十四歲未滿の者及び心神喪失者は之を絕體的責任無能力者と爲し心神耗弱者は之を減弱責任能力者とし瘖啞者を以て相對的無能力者と認めたり。絕體無能力者は其行爲に對し責任を有せざる者なるを以て常に之を處罰することなきも減弱能力者なるものは其行爲に對し責任を有し單に其判斷力薄弱なるに止るを以て減輕したる刑罰を以て處罰せらる。次に相對無能力者に付ては行爲に關し全然正則なる決意力なき場合に於ては之を無責とし不完全なが

らも決意力を存する場合にありては減輕したる刑罰を以て處斷するなり。

右刑法の規定せる責任能力は所謂犯人の危險性と如何なる關係を有するか？人若し可罰行爲は危險性を有し不罰行爲は危險性を存せず故に責任無能力者若くは減弱能力者には危險性なく若くは危險性少なきものなりと考ふることあらば是れ大なる誤なり。蓋し責任能力は人類個性の品價のみを基礎とするものなるに反し犯人の危險性は其個性が法益若くは社會に對する關係に基づくものなるの結果個性の品價絕無なる場合に於ても對法益若くは對社會の關係に於ける危險性を存することあるものなり。實に犯人の危險性は法益若くは社會に對する關係より由來するものにして法益即ち法律の保護する生活利益に危害を與へ依て共同生存即ち社會關係を危險ならしむることは普通人よりも寧ろ絕體無能力者例へば精神病者若くは減弱能力者たる心神虛弱者に於て其甚だしことあるを見る可し。例へば放火の性癖を有する低能兒の如き社會に對し極めて危險のものなりと云はざる可からず。故に犯人の危險性より觀察せば個性品價の絕無若くは減弱なることは因て以て刑罰を免除若くは減輕す可きものたらずして場合に依りては普通人よりも重き處分を爲す必要を存す可し。故に實際の裁判例に於ては右の必要より責任を減輕す可き心神耗弱者に對し危險性の程度に從ひ頗る重く處斷したる例なきに非ず。是れ現行刑法上責任に基く刑罰規定の外に於て社會保安の規定 Sicherungs-Maßnahme を欠缺せる結果に外ならず。凡そ罪人の處罰は個性の責任を基礎とす可きや若くは其危險性を根據とす可きや新舊學派の爭とする所にして新學派は危險性を以て主要の處罰徵標と爲し犯人處罰と精神病者の處置との間區別なきものと極論せり。新刑法が責任能力の規定に付き道德上の觀念より來たる舊刑法の「是非の辨別力」てふ要件を斥け自然的なる精神の發達及び健全なることを以て其基本と爲したるは新學派の理論に從ひたるものなりと雖も處罰不處罰及び處罰の程度に付ては未だ以て新學派の要求を認容せずして依然歷史上の觀念を襲踏したり。此を以て責任能力に關する規定は概念上犯人の危險性に關係なきものと斷せざる可からず。

右と異り累犯の規定は犯人の危險性を參酌したるものなり。換言せば累犯規定は罪人の犯罪慣行性に基きたる規定なり。故に法律は累犯の要件として期間に制限を加へ懲役に處せられたる者が五年內に於て再二罪を犯したるを必要と爲せり。是れ則ち久しき以前の犯罪は以て罪人の慣行性を認むるに足らざるの結果に外ならず。累犯者は犯罪慣行性を有し共同生存に危險なる者なるを以て普通の場合と其取扱ひを異にするなり。故に法律は累犯の刑を以て其罪に付き一般に定まりたる刑罰の二倍以下と爲せり。例へば窃盜の普通刑は十年以下の懲役なりと雖も再犯若くは三犯以上の場合に於ては其長期二十年に至るが如き是なり。

前說明の外併合罪の規定も亦犯人の危險性を斟酌したるを認め得べし。併合罪とは一人に於て數個の犯罪を犯したる場合の謂にして同時に之を裁判するを常とす。併合罪の刑罰が普通の場合よりも重き所以のものは一面に於て客觀的犯罪事實に基くものなること論無しと雖も他方に於ては主觀關係たる犯人の性格に危險性を存することが其一因を爲すこと疑なし

以上述べたる所は法律に規定せられたる槪念的犯人の危險性なり。余は今更に進んで法律規定の範圍内に於て刑罰量定の標準たる可き犯人の危險性に付き說明せんと欲す。

人或は犯罪は非社會性即ち危險性のものなるを以て犯人には常に危險性を存す可く亦其危險性の大小も犯罪の大小と比例するものなりと論するは單に一般的の說明にして未だ盡さざる所あるものなり。全輩の觀る所を以てせば罪を犯したる者の總べてが必ずしも危險性を有する者に非ずして屢危險性なき者ありて存す。即ち犯罪人中には危險性ある者と危險性なき者との二者あるなり。凡そ犯罪は社會原因と個人原因とより成立する社會の現象にして其個人原因より生ずる場合に於ては犯人に危險性を存し其社會原因より生ずる場合にありては犯人に危險性なし。實際に於て犯罪は個人性若くは社會關係の一方のみより生ずる場合は殆ど之なくして通常二者相久結合して發生するものなりと雖も其主たる原因が個人性若くは社會關係の一方にある場合少なからず。吾人は犯罪原因が

全く社會關係にある場合及び其原因が主として社會關係より出でたる場合にありては其犯人を稱して偶發犯人若くは瞬間犯人 Augenblicks Verbrecher と云ふ例へば貧窮にして着るに衣なく食ふに物なく不幸疾病に罹り凍餒止むを得ずして窃盜を爲せる者の如き是れなり。偶發犯人なる者は其性格上特に危險性を有する者にあらず。然るに極端なる人格主義者は刑罰を以て總べて犯人の性格を標準と爲さんとすることより偶發犯人を瞬間狂若くは一時的危險の者なりと論するは不當なりとせざるを得ず。何となれば性格なるものは其れ自體多少繼續的なるを性質とするものにして一時的性格なるもの存せざるを以てなり。要するに偶發犯人は危險性を有せざるものにして此の者に對する處置は單に客觀的罪狀に從ひ犯罪に對する快感を變更せしむるに足る刑罰を科するを以て充分とす。從て犯人の犯罪快感を變更する爲め科刑の必要なき場合に於ては起訴を猶豫し若くは刑罰を宣告して其執行を猶豫し得るなり。亦刑罰の執行を始むるも犯罪快感の既に變更せられたりと認め得る場合に於ては一般豫防に影響なき限り假に出獄せしむ可きものとす。

右偶發犯人以外の犯罪人は其個性に犯罪原因を備ふるものにして所謂危險性の犯人なり。斯る危險性の犯人を稱して性向犯人若くは慣習性犯人 Gewohnheitsverbrecher と云ふ。性向犯人は犯罪の慣行的性癖を有する者なるを以て吾人の共同生存に對し極めて危險なる者なり。犯人の危險性には輕

重強弱の別あり。輕重の別は危險を受くる法益の性質より生じ強弱の差は其性格に轉移性あるや否やに因る。重要なる法益に對する侵害を反覆する場合に於ては危險性の程度重し之に反し輕微の法益に對する侵害の反覆は其危險性輕きものなり。例へば强盜を慣行するは前者に屬し乞丐若くは浮浪等を繼續するが如きは後者に屬す。犯人の危險性輕重は全く行爲に關する危險性の輕重と相比例するものにして此點は前きに說明したる所あるを以て茲に細說せず。次に犯人の危險性が轉移し得べき場合に於ては微弱の危險性なるを知る可く其之が轉移殆ど不能なる場合にありては强度の危險性なりと認む可きなり。前者は所謂改善可能に屬し後者は改善不能に屬す。改善不能の犯人は牢固抜く能はざる惡性を有する者にして實に社會の害物なり。斯る惡性は不良の敎養若くは生存の不運等後天關係が之を致馴することある可しと雖も主として先天的に成る缺陷 Moustrosität より來るものとす。學者或は改善不能の犯人なる者なく唯未だ改善せられざる犯人あるに過ぎずと主張するものあり。此說は「性は善なり」との見解より出づるものなりと雖も是れ單に一種の思辯にして事實多數の改善不能者あることは之を覆す能はざるものとす。

危險性犯人は一般原則として偶發犯人よりも重く之れを處罰せざる可からず。然りと雖ども其の危險怯にして輕き場合は必ずしも重刑を科するの必要あるを見ず。例へば無錢飮食若しくは屋外竊盜を慣行するが如き者に對し吾人は左程の危險を感せざるなり。右と異なり危險性の重き强盜を慣行するが如き犯人に對しては其危險性に充分なる注意を爲し適當なる重刑を科せざる可からず。而して改善可能と改善不能とに付ては科刑の際之を斟酌すると同時に刑罰執行に付ても其相當なる區別を爲すを必要とす。改善可能の犯人に對し刑を科するの目的は之を改良して再び社會適格者たらしめんとするにあり。此目的を達せんには犯人をして規則的生活に慣れしむるを要するものなるに因り刑罰執行は一面に於ては嚴正を主とし同時に相當の期間を繼續せざる可からず。從て短期自由刑は改良刑として全く不適當のものなり。故に改善可能の危險性犯人に對しては短期自由刑を宣告すべきものに非ず。而して自由刑の執行中性格改善せられて社會に對する危險なき程度に至りたる場合に於ては之が假出獄を爲さしむ可きものなり。犯人が根本的に改善せられて道德上の善人と化したるや否やの如きは法律刑の目的に非ざると同時に假出獄の要件たらず。要は外形上の生存に於て社會を害することなきに至るを以て足れりとす。次に改善不能の犯人に對する刑罰は單に社會を保安する必要より來るものにして改善可能の犯人に對する如く之をして社會適格者たらしむるの目的なし。保安刑の一は死刑にして他は自由刑なり。新刑法の自由刑は無期刑の外加重して二十年に至るを得べく以て人生の大部分を拘束するを得るなり。保安刑は實に社會の必要上止むを得ざるの

刑罰にして改良刑の如く犯人の利益を目的とするものに非ずと雖も斯る刑罰を受くる犯人も亦人なり。故に刑罰執行に付ては人道上より相當なる注意を爲さざる可からず。保安刑は犯人を改善するの目的なきを以て之に對し特殊の苦痛を與ふる必要なきものたると同時に一面に於ては寧ろ之に對し愚安の方法を講ずるを可とす。其方法種々ある可しと雖も現今に於ては一般囚人と同じく宗教上の說敎あるに過ぎず。將來の問題として日用音樂の如き一考す可きものとす。

余は以上を以て刑法に於ける犯罪及び犯人の危險性を說明し了れり。此問題は刑法上極めて重要なるものにして常に之に注意せば以て新刑法の威力發揚に付き少なからざる効果あらん。（完結）

○ル井第十三、十四世の朝に於ける佛國裁判の事情

東京帝國大學法科大學敎授　法學博士　中田薰君

私は皆樣には始めて御目に掛りますが、私は中田と申します者で、法律の歷史を專門に致して居る者でございます、先月の丁度十日と記憶いたしまするが、豐野事務官が御出で下さいまして、十三日に此會があるので一つ何か演說をして呉れといふ御依賴でございました、所が丁度咄嗟の間に何も問

題がございませぬ、又丁度十五日に行政裁判所の評定官の懇親會の席上で演說を致すやうに賴まれて居りまして、多少準備も致さなければならぬのでございますから遺憾ながら、御斷りを致したのでございます、其時に今から考へまると申上げなければ宜かつたのでございましたが、近き將來に於てご御話を致すことにしませう、それ故今回は御免を蒙りますといふことを申上げて置いたのでございまです、其意味は必ずしも一ケ月といふ積りではなかつたので、先づ二三ケ月の中といふ積りであつたのでございます、所が先月末になりまして谷田局長から改めて御手紙を以て、今日どうか一つやつて呉れるやうにといふ御依賴でございまして、實に非常に惶てたやうな次第であります、諸君も御經驗があるだらうと思ひますが、演說をしまするには何でも自分の專門に屬することだからと云つて到る處にこれを振廻すといふ譯に往きませぬ、矢張り場所柄といふものに適當するやうなことを申上げないとどうも似合はしからぬやうになります、そこで問題の選擇といふことが甚だ困難になりまして私の方から申上げまするとか、法律の歷史でございますから、此監獄協會のやうなもので講演を致しますなら或は監獄の沿革とか、然らざれば刑法とか、刑事訴訟法とかいふものに關したことを申上げなければならぬ譯でございます、所が困つたことには法律の歷史を研究して居りますけれども、私の主として趣味を有つて自分の平生研究して居ります方は大分監獄の方に遠いので、私法のこと民法の方に趣味を

有ち且つ其方を常に研究して居ります、でございまするから、どうも監獄協會で眞逆質權、抵當權の沿革を申上げることは出來ませず、相續の沿革を申上げることも如何であらうかと思ふので、どうも此協會に緣故があるやうな問題といふものが私の準備にないのでございます、そこで甚だ困つたのでございますが、折角二度までの御依賴でございまするから、少しは緣がありさうなといふ問題を考へました、それはどうせ私の專門でございますから古いことでございますが、佛蘭西のルヰ十三世、十四世、十五世時代の所謂佛蘭西の王朝の盛な時代の裁判の實際の話を各事件に付て少し申上げましたらばどうかと考へましてそれを今日御話しまして御免を蒙むらうと思つて居ります。

御承知の通り佛蘭西のルヰ時代と申しまするとと、佛蘭西の歷史で專制君主時代と稱する時代で君主の權が最も發達した時代でございます、其前は封建時代でございまして、封建の各藩士といふやうなものゝ權利が强くて、其爲めに王の權力といふものは極く制限されて仕舞つて甚だ振はなかつたのでございまするが、丁度ルヰ十三世の前の御代、即ちヘンリー四世の御代から貴族を打ち潰して王權が盛になつた、それから十三世を經て十四世になりますと其勢力が絕頂に達しました、所謂有名な言葉で「國家は即ち我なり」といふことがございますが、是は即ちルヰ十四世が申した所の言葉でございます、さういふ譯で非常に絕頂に君權が達した時でございます、同時に又佛蘭西の制度文物及國力、財

力といふやうなものがルヰ十三世十四世時代には最も盛になつた時代でございます、文學の方から申上げましても佛蘭西のクラシック時代でございます、ラシイヌ、モリエール、ラフオンテイヌ、ボアロ、斯ういふ有名な文學者が出たのでございます、美術の方から申上げましても、今日まで遺つて居りますヴエルサイユの宮殿とか、ルーブルの宮殿を造つたマンサール、ヴエルサイユ、トリアノン、サンクルーなどの庭園を設計したル、ノートルなど云ふ技術家が此時代に出た、又隨分其前から戰さをして居つて財政も頗る困難であつたが、ルヰ十四世時代には有名なコルベーなどゝいふ財政家が出まして、其政策が良かつた爲め商工業も餘程發達しまして、二十年ばかりの間に餘程國力が增したのでございます、それから國威の方から申上げましても、丁度ルヰ十三世時代には有名な宰相のカルヂナル、リシユリユーの政策で塊地利或は英吉利、西班牙、和蘭あたりと戰さを致しまして、其結果始終勝利を得まして、餘程國力が發揮された、佛蘭西は此時代から列國の間に頗る恐るべきものとして甚だ畏敬されたやうなことになつたのであります、それから法律の方から申上げましても、ルヰ十四世時代になりまするとと刑事訴訟法、民事訴訟法などの改正もあり大きな法典が出ますし、其他今日まで有名になつて居ります海商法の法典とか、其他森林とか漁業とかいふやうなことに關する法典も出來、餘程法典が完備して居る、斯の如くルヰ時代殊にルヰ十三世、十四世の時代といふものは斯の如く內

は制度文物が整頓し、外は國威が發揚して、領土も殖え、殖民地も殖えたといふので、佛蘭西の歷史上最も誇るべき時代であります、所が矢張りどうも影といふものは何處にもあるもので、此全盛の時代に於きまして釀つて社會の內部或は社會の組織といふものを見ますると、色々の缺點がある、即ち其缺點たるものは終に段々增長いたしまして、而してルヰ十四世の後、十五世を經て十六世になりまして、有名な大革命となつたのであります、即ち佛蘭西の大革命を惹起しました種々の社會的組織の缺點或は其他の弊害といふものは最も佛蘭西の歷史が外に向つて輝やき、內に於て光榮ある其時代に胚胎されて居るのでございます、是から申上げませうと思ひます所の佛蘭西の裁判の二三の實例といふものは、此當時如何に此人民の生命、財產、權利といふものを保護すべき所の裁判官が如何に政治上の潮流の爲めに左右され、或は又た裁判官に常識がなく、又其結果として如何に無辜の人民といふものが酷刑の下に無慘の死方をし、又無寃の民といふものが其爲めに苦んだかといふ證據になることであります、單に政治上、法律上のみならず、社會上にも亦餘程面白い例である。

是から御話いたしまするのは先づルヰ十三世及び十四世時代の事を申上げませうと思つて居りますが、是は幸にして其事實が今日迄ちやんと遺つて居るのでありますが、丁度此ルヰ十四世時代の半ば頃からルヰ十五世の初の時代迄生きて居つた人でガイヤウー、ド、ビタバルといふ人がある、ルヰ十五

世時代の初め千七百四十三年、七十歲ばかりで死んだ人であります、其人は坊さんの敎育を受た所が、どうも坊さんは面白くないといふので、終に中途から法律を研究しまして、それから辯護士になり、段々經上つて、終には巴里の名高いバルマンと云ふ最高の裁判所の辯護士までなつた人でございます、其人は文學の敎育もあつたものでございますから、自分の見聞した所の訴訟事件といふものゝ中で、名高い、又面白さうなものを澤山寄せまして、それを本に書いた、其本が二十冊ばかりの本で、千七百三十四年から千七百四十三年まで、十年の間に二十冊出版いたしたのであります、其當時及び其以後に於きましては、此本といふものは當時の秘密だとか色々なものが現はれて居るのでありますから、或一部の人々には評判が好くなかつた、併し一般の讀者には非常に受けが宜かつた、讀んで見ると非常に小說見たやうに面白い、併し實は小說でない、自分の地位を利用して方々の裁判所に往くとか、或は種々の公の官衙の記錄といふものに徵しまして、民事刑事の調書とか、其他判決文あたりを集めまして、さうして作つたものである、併し有名で且つ面白いものを集めたのでありますから、讀むと小說見たやうに面白い、それ故一般の讀書社會には非常に歡迎された、其後度々版が變りまして、或は其中の拔書をしたのも出來る、或は要領を其中から摘んで書いたものも出來た、それから佛蘭西革命後に於きまして、段々文學の方面が變つて來まして、種々の文學派といふものが出來て、近世の文學ま

での間に色々脚本類が澤山出た、其中には此中から種を取つたものも少くないといふことであります今日ではまるでさういふことは忘れて居りまして、我々のやうな古い事を探し出す者が記憶して居る位に止まるのでありますが、併し一時はさういふ價値があつたものである、之に書いてありまするとは今申上げた二十卷ありまして、澤山な事が集めてあります、又其抜書をした極く薄いものでも二三十の例が擧げてあります、それを今日皆此處で申上げることは出來ませぬので、其中先づルヰ十三世及び十四世時代に起りました二ツ三ツの實例を申上げませうと思ふ、此實例は一つの話が餘程長い、長いといふのは色々な調書を引張つたり、證據書類を引張つたり、判決文を引張つたり、又或時は歷史のやうなことを書いたりして隨分錯雜して居るので、餘程一つの事件が長い、さういふのを私が此處で諳で申上げることも出來ませぬので、極く簡單に其事件の內容を申上げて、先づ斯ういふやうな裁判をして居つたといふことを申上げやうかと思ふ。

大變前置が長くなりましたが、先づ第一の例と致しましてはルヰ十三世時代に起りましたので、其事件は千六百三十二年に起りました所のユルバン、グランヂエー事件といふものを申上げやうと思ふ、是は甚だ奇々怪々の事件であります、ユルバン、グランヂエーといふのは坊さんであります、巴里から少し南西の方に寄りまして、佛蘭西の東西の方向に流れて居るロアール川の南にルダンといふ町があ

る、其ルダンの町の坊さんであります、此人はなか〳〵容貌風采が立派な人で、態度が非常に良い人、それから辯說が非常に爽かで、其說敎を聽くと覺えず隨喜の淚に咽ぶといふ程の辯說家である、其爲めに却て同輩から餘り辯說が良く又評判が良いので睨まれたこともある、それから非常に世才に長けた才子であつて、土地の人々はあれを坊さんにして置くよりも世の中に出したらば隨分働きをするであらうといふやうに噂をして居つたといふ位の人間であります、斯の如く容貌風采も良し、辯說もあり又世才もあるのでありますが、どうも一つ困つたことには品行が惡い、併し當時即ちルヰ十三世時代には皆一般に道德といふやうなものが紊れて坊さんまでも如何はしい坊さんが澤山あつたのでありますから、左程當時の人は深くは咎めなかつたといふことでありますが、到る所で女を汚がす、それが結婚した者であらうが處女であらうが、時に依ると御寺の中ですら坊さんに不似合なことをしたといふことであります。それからもう一つは最も執念深い人で、自分の怨みと思つたことは何處までも報ひなければならぬといふ人間、殊に自分の敵に對しては手ひどく掛るといふ人であります、こういふ性質であつたものでありますから隨分敵が多い、能く喧嘩をしたり訴訟をして敵が多い、其敵の中に最も恐るべきものは同じ町の坊さんであるミニョンといふ者であります、此ミニョンはグランヂエーと合つて民事上の訴訟を起して、グランヂエーが極力ミニョンを苦めたものでありますから、

其結果ミニョンは非常に窮境に立つたといふことであります、のみならずミニョンの親類一家の者までもグランヂエーに對して怨を持つて居る、其外當時同地方の檢事をして居つたトランカンといふ人があつて、其人が非常にグランヂエーに對して怨みを持つて居る、それは何かといふと、グランヂエーがトランカンの娘をかどはかしたことがある、其關係からグランヂエーを敵に思つて居る、彼樣な譯で是等の人々が同盟してグランヂエーに當るといふことになつた、何か機會があつたらばグランヂエーをひどい目に遭してやらうといふので色々たくんで居つた、とう〳〵或時にミニョン一派の者からグランヂエーをボアエチーのビショップ――此ビショップと申しますものはルダン地方の上級の僧官でありまして其の管內の懲戒裁判權を有つて居る、――へ訴へて言ふには、グランヂエーといふものは品行が惡い、非常に婦女を誑かす、それ故にあれを打遣つて置いては坊さんの品位を汚す、どうか裁判を願ひたいと申出たので、終にビショップの許で懲戒裁判を開いた、其當時の寺院といふものは國家の一部を成したやうな形になつて居る、さうして公法上の裁判權を持つて居つて、事に依ると一般の民事上にも口を入れるといふ時代でありますから、そこでビショップがグランヂエーを呼びまして裁判をしました所が、證據が擧つた爲めに終に判決になりまして、五年間其職務を停職して仕舞ふ、それからルダンには再び這入ることが出來ないといふ判決になつた、所がグランヂエーは之に對して

甚だ不服であつた、それ故に今度はビショップの上官であるボルドーのアーチビショップ或はメトロポリタンと申します、それに上訴したそこでボルドーのアーチビショップが命令を出して再びビショップに裁判を命じたのであります、所が此裁判に於きましては此前に呼んだ種々の證人、其中には誘拐された婦女なども居ります、此等の證人が皆な前の證言を否認して仕舞つた、其結果グランヂエーは無罪になつたのであります、そこでグランヂエーは非常に喜ぶと同時に、人を怨みに思ふやうな性質でありますから、歸つた時にはなか〳〵豪慢でルダンの町に大手を振つて歸つて來たのであります、斯ういふ風に事件は片附いたのでありますが、ミニョン一派から云ふと何處までも此機會を以て多年の怨を報ひてやらうと思つて居つた所が、グランヂエーが無罪になつたといふので仕方がない、併し次の機會を待つて居るといふことになつた、是から本當の話になるのでございます。(以下次號)

談叢

○免囚保護に就て

手塚名古屋控訴院檢事長談

刑罰と社會政策と相待ち相依るに非ざれば完全に犯罪防遏の目的を達すること能はざるは勿論なり、左れば予は管内の各地方を巡回するに當り各處に於て其地方の人々の希望に應じ犯罪と社會政策との關係に付き講話を爲し以て犯罪豫防政策に關する思想の普及に勗めつゝあり

抑も刑事に關する社會政策は多種多樣にして食料品を安價に供給する經濟政策借屋給與政策窮民の救助惰民の矯正精神病者の看護不良少年の感化失業者の保護放漫なる印刷物の取締飲酒の防遏勞働者の疾病災害老衰に對する保險政策等悉く犯罪と關係を有せざるなし而かも刑事に關する社會政策中に於て出獄人を保護する事業は不良少年の感化事業と共に最も緊要なるものに屬し若し之を拋擲すれば直ちに社會に其害毒を流し之を扶掖すれば則ち其效果は顯然として現はれ犯罪を鎭壓して其害毒を豫防するに至る蓋し犯罪を豫防する上より觀れば初犯を豫防すると再犯を豫防すると毫も其間に徑庭あるを見ず乍去一度囹圄の裡に呻吟し刑餘の人となるや一般世人は之を嫌惡して此と齒せず得

るに職なく求むるに業なく妻は病牀に臥し兒は饑餓に泣くも渠等は如何ともすること能はず而かも渠等は生存する限り糊口の途を求めざるべからず若し正路に於て糊口の方法を發見すること能はずんば不正の方法に之を求むるに至る亦た已むを得ざるなり故に予は名古屋に奉職以來出獄人保護事業に關し在任中に其基礎を固めんと思考し盡瘁しつゝあるなり

名古屋監獄より毎年出監する放免の人數は二千名以上にして其八分は愛知縣人なるが故に之を保護するは即ち愛知縣人の爲めに其身體財產の安固を得せしむる所以に外ならずされば縣民が其費用を醵出して此再犯に陷るべき危險なる敵に對し相當の防衞策を講ずるは自衞上寔に必要なる事なるべし是に於て予は愛知縣の郡市町村會議の際特に出席して出獄人保護の急務なるを說き其金約三萬圓を募集するべきことを依囑し其承諾を得たり爾來千坪許の地所を購入し事務所收容所工場を新築し其事業の經營を監督せり基金も漸次集まりつゝあれば本年中に皆納を見るに至らん然共其利金のみを以て經營するは未だ十分なりと云ふを得ざるを以て縣及市より補助金を求めんと欲し今や其方面に向て盡力中なりしが來年度よりは必ず補助金を得るの見込十分立居れり元來斯の事業は文明國にては國庫縣及市町村よりの補助金を以て主たる資金となせり寄附金は寧ろ臨時收入に充て居るの狀態なり此を以て名古屋にて市より毎年六百五十圓の補助金を得んことを企圖し之を市長に說きたるに市長も亦快諾を表し既に市の豫算に組入れ市參事會の可決を得たれば聽て本會議に提出せらるゝに至るべし

予は過般市會に臨み名古屋市として名古屋監獄より出獄するものを保護すると云ふ事は市民の生命財産を防衛する上より緊要なることにて毎年殆んど一聯隊以上の恐るべき犯罪軍が名古屋市を襲撃するに對し何等防備の策を講せず宛然對岸の火災視して袖手傍觀するは無神經なる事柄にして頗る危險なる旨を懇々講演し又一面に於ては辯護士にして市會議員を兼ねるもの及辯護士會長其他有力なる辯護士を說き職務の關係上能ふ限り補助金下付案の通過に盡力せんことを依囑せるに幸に快諾を得たり現在にては其等人々の盡力により市會議員の重なるものは贊成を爲し居るの好況に趨きつゝあれば遠からず無事に通過して補助を得るに至らん事を期待せり

出獄人保護事業に就て市より補助するの例は吾國に於て未だ之を耳にせず若し該案にして通過せん乎其影響は各地方の出獄人保護會に及ぶべく而して名古屋市は全國に其模範を示したるを誇るに至るべしと信ずるなり

氏過般所用上京せらる記者之を逆旅に叩きて保護事業に就て聞く所あり今其大要を左に載錄したるものなれば文責素より記者に在り

○藤澤典獄懷舊談

夜來料峭たる餘寒の威力も那處へか逃しけん翌くる二月二十一日は天氣麗にして暄なり此日巢鴨監獄に藤澤典獄を訪ふべく蚤起新宿より電車に搭ず目白邊は水田多く眼界豁し西に白き芙蓉屹として

宇ば霞みて見ゆる程なく池袋にて下車すれば見渡す涯り麥壠榮圃有繁に春近く草木の萠出んとする時候とて麥秀る三寸陣々たる陽光を浴びて巢鴨監獄の正門に到り刺を通じて藤澤典獄に面晤を求めしが執務繁忙の際とて霎時待間に看守の案內にて殘る隈なく構內を一覽せり實に規律整然として一絲紊れざる其設備の行渡れる殊に監房の堅牢と衞生とを兼備せる一々感服に値す、午下忙中を割愛して予を延き左の談片を試みられたり（靑洲生）

●庭石と置燈籠とは苔生へたるを以て貴しとす人間も亦苔附きたるは價値あれどさりとて又骨董品の樣に古人をのみ崇拜して珍重がるにも及ぶまじ今人とて後世より見れば古人たるなり

今は昔し維新の初、元和偃武以來三百年千代田城裏春夢暖に四海波靜にして枝も鳴さぬ太平に淸き流れの德川も末濺みて一朝瓦解大政奉還の其後は遺臣の長岡城激戰となり二本松の苦戰となり果ては會津城の殊死的籠城となりしが惡戰奮鬪刀折矢盡きて三ヶ月の後藩主の降服開城となるや同藩の家老萱野權平囚の身となりて江戶に送らる翌けて明治二年五月十八日保科邸に於て割腹申付られたりさて其朝の事なりき從士浦川篤をして髮を理せしめ後毛一本なからしむこれ蓋し死後醜態なからんことを用意せるものなるべし天正年間秀吉毛利征伐の砌備中高松の城を水攻にす守將淸水宗治能防ぎ戰ふも將士の苦を思ひ衆を宥して己れ自盡せんことを請ふ將に肚を屠ふらんとするや頰鬚を鏟かしむ世其大勇膽略を賞す而かも彼は肉躍り血湧くの際是は開城後十ヶ月意平に心靜るの時にして尙且かくの如く從容死に就く潔き動作は古人に勝れる武士と云ふ可し

●予が大久保利通公に面謁せしは前後三回にして其第一回は慶應三年十二月九日吾會津藩が京都を逐はれし時とす當時京都禁裏御門の守衛は各藩に命ぜらる即ち戌門の鹿兒島藩に於ける中立賣御門の烏取藩に於ける蛤御門及唐御門の會津藩に於けるが如き是なり頃しも寒風肌を劈く師走の九日朝十時大久保利通公當時大久保市藏肩衣姿にて倉皇唐御門に入り來りしが間もなく出て御門の石磴に立ち戌門の方を注視せり折柄一隊の兵を率ひて來れるものは大島三藏卽西鄕隆盛なり時は攘夷熱の盛なる頃とて洋服など着するものは非常に喧敷御所の御門に於ては筒袖の襦袢姿すら通行を許さゞる程の時代なるにも拘らず西鄕の洋服扮裝は聊か奇怪に感じたり偶予は其處に勤務し居りて最も年少者なりしが組長より其何事の起りしやを尋ねしむ予往きて親しく公に見え之を問糺せしに公曰く今日主人修理太夫が參內を爲すにより警衞として兵隊を繰入れたるものなり而して之を引率せるは西鄕隆盛なりと予驚きて薩藩の警衞せる戌門を見るに既に備附けありし大砲の上覆を取除けたり玆に於て予は尋常事ならずと考へ之を報告せるがこれぞ戊辰戰爭の紀元にして會藩の守護職を逐はれたる時なりし

第二回は明治六年岩倉公暗殺事變の際にて予は愛宕下警察署勤務なりしが警視より卽刻出頭を命せらる但し私服の儘にて當時巡査は如何なる事柄ありとも門を出づるには必ず正服を着せしものなり然るに二大區警視は命令して曰く私服の儘にて三年町の大久保內務卿の邸に行くべしと予は熊本縣人の片山某と共に同邸に赴けば既に正服巡査は邸宅の四圍を警戒せり其何事なるやを知らず之を遲卒に聞きて初めて兇變ありしを知り予等二人は特に大久保公の居間の次に控へたり同家よりは葡酒に菓子

を添へて出せしも警察官は五節句の外飮酒を禁せられある旨を以てし其厚意を謝せり夜酣にして公歸りしが襖を開きて其勞を慰められ頻りに酒を侑めたれど前言を繰返して固辭せり

第三回は明治七年佐賀の亂に警視廳より出張せしが暴徒の降服或は離散して亂平ぎ官軍直ちに城下に入り居りし際警視隊を率ひし綿貫警視に召喚され現下大久保公が上野と云ふ處の鍋嶋公の別莊へ赴け る故疾く趨り行きて警衞を爲すべしと命令一下直ちに馳參すれば今しも公は一人の從者もなく杖を振舞はし乍ら田伏川の邊を步しつゝあり追着て右の旨を告げ鍋嶋公の別莊へ隨行せしなり

●それ一樹の蔭一河の流れも多少の緣糸あり況んや人の相知り相遇ふ深き因緣なからんや而かも幾度か相接し相會ふ每に事變の際のみなるに至ては豈奇遇と云はざるべけんや

●會津の公用人廣澤安任なるもの傳馬町の牢獄に投せらる後赦さるゝや囚中八首衍義なるものを著して當時牢獄の慘酷悲酸なる所感を述ぶ其中の一句に曰く後世若し獄政を改良するもののあらば善政の大にして之を想へば其慘酷なる眞に悚然たるものあるを覺ゆ顧みれば既に三十有餘年を去るされば獄政の改善は勿論ながら其進步は實に隔世の感あり石川島の典獄を爲し後香川縣知事となれる小野田元熙君が予に語つて曰く維新後百般の制度事物悉く面目を革め復た舊時の觀なしと雖も就中監獄に至ては裏面に在り乍ら其革新せるものゝ中の最も革新せるものなりと是豈我田引水論ならんや

●予が典獄就職以來二回目の死刑執行の罪囚は强盜殺人罪にて久留米藩の井頭金三郎と云ふ者なりし

が未明に其監房に臨み戸を開き死刑を受くべき旨を達したるに彼は突然跳上り其狀尋常に非りし故直ちに戸を閉ぢ格子の間より覗きたるに右手に何物をか持ち自己の傍に附隨へる看守岡山某を目懸けて電光一閃突擊し且つ豪語して曰く自分の死に就く以上二三人は冥途の道伴にすべしと見れば三尺許りの棒の先に光芒陸離たる物を着けし手槍を持てり茲に於て戸を開きて取押ゆるの危險なるを考へ喇筒二臺を運び來り水を注ぎしが渠は置便器の蓋と器身とを以て飛鳥の如く其水を左右に受禦せり纔て格子の側に來りし時衣の裾を捉へ漸くにして取押へ死刑を執行せり後ち房中を檢すれば食事の際窃に署を幾本となく取置き飯粒にて紙を貼り附け繼合して柄を製らへ床板の釘を拔取りて以て穗先となし平素は拔去り穴の中に隱し置きたるものなるも點檢の際莫産を捲り見ざる不注意より分らざりしを發見せり今日より思へば殆んど想像にも及ばざる事なるも三十年の昔には斯かる失態もありし併しこれが敎訓となりて將來愼重の注意を拂ひ失敗なきを得たるはこれが賜なり

●尙一の失敗談は女囚が監獄より外部に在る情夫の家に通ひし緣これなり明治廿二年の頃と覺ゆ一日予は構內を巡回し或女監內を檢せるに其房隅に黑影一點何物かを認む依て之を引出せば婦人の衣類帶等一通り揃ひ在るを發見せり爰に於て乎是即ち女囚が逃走の用に供せんため外部より密に持込みしものならんと思料し取調の結果案外にも獄裡より佐賀市材木町の大工某と懇懃を通じ該家に屢通ひ時に或は手を携へて市中を逍遙し又或は割烹店に膝を交へて酒を酌むことなどありたるを自白せり殊に喫驚せるは工場の綿抔を搬出して情夫に贈れることなりき偖て右の大工とは如何にして穴隙を鑽りしやと云ふに構內の隅に二階建の家屋を建築せるとき其大工を雇入れしが女監は恰も其建屋の下に在りし

より手以て挑み目以て其意思を通じけり偶同監の他の女囚が放免せる際大工に何日何時頃を期し忍び行くべしとの傳言を依賴し遂に關係を爲すに至れり而して其事柄の二ケ月間許り發露せざりしは同房囚に菓子等の土產を持來りて與へ口留せしによると尤も當時の獄舍は極めて粗造にして周圍の如き竹垣を環らし女監などは勿論普通の家屋にして僅に表面丈細き格子を箝めありしのみなれば如此事を犯すは誠に易々たるものにてありき此女囚こそ實に福岡縣人田中ヒモと云へるものにて十三四歲より數回處刑を受け且强盜犯人の如きものを屢情夫となし又久留米福岡等の監獄を逃走し後窃盜を犯して佐賀監獄に拘禁せられし者なり

資料

明治四十五年度司法省所管監獄に關する豫算は既に貴衆兩院の決議を經たるが其款項は左の如し

明治四十五年度監獄に關する經費

款	項	千
司法本省	廳費	千五百圓
	雜給及雜費	二百五十圓
	萬國監獄常設委員會分擔金	二百五十圓

是ハ萬國監獄常設委員會ニ加盟ニ付要スル印刷通信費並ニ飜譯料等ナリ

監獄

俸給費	六百六萬八千九十九圓
廳費	三十三萬八千五百五十二圓
修繕費	十六萬九千百八十九圓
旅費	九萬千二百九圓
雜給及雜費	四萬五千六十三圓
在監人費	二百四十三萬四千六百六十五圓
諸支出金	二百九十八萬九千四百二十一圓
諸支出金	三萬七千二百十圓
免囚保護事業奬勵費	三萬七千二百十圓
福岡監獄建築費	三萬圓
安濃津監獄建築費	三萬圓
市谷監獄建築費	三十六萬八千五百十四圓
新營繕費	四萬七千九百圓
修繕費	四萬二千七百圓
	十萬八千三百四十四圓
	十二萬九千圓
	四萬五百七十圓
總計	六百五十萬五千三百二十四圓

免囚保護事業奬勵費

營繕費

上記の經費中前年度豫算に比し增額を來したるは萬國監獄會議常設委員會加擔金、看守の增員及ひ在監人員の增加に伴ふ費目並に免囚保護奬勵費の增額の四項なり而して右增額の理由は監獄局に於て作成せられたる豫算增額說明書に詳なるを以て左に之を揭く

第一萬國監獄常設委員會加盟分擔金の要求

歲出經常部第一款司法本省の經費中新に第八項を加へ萬國常設委員會分擔金一千圓を要求せり其事由左の如し

我政府は明治二十三年露國聖彼得堡に開催せられたる第四回萬國監獄會議に委員を參列せしめ爾後五年毎に開會の際引續き委員を同會議に特派しつゝあり右萬國監獄會議の趣意たるや文明諸國の協力に依り刑事制度殊に監獄事業の進步改善を圖り以て犯罪防遏の目的を達せんとするに在りて明治五年英國龍動に於て第一回の會議を開きたる以來茲に四十年刑事に關する學理及實際に貢獻する所頗る多し然るに同會議は歐米諸國政府の連合より成る萬國監獄常設委員會なるものゝ經營に係り該委員會に加盟するに非らされは會員たることを得す從て議案を會議に提出し議決の數に加はること能はさるのみならす委員會に於て發行する參考材料を受くるの權なきものとす我國は前述の如く開會毎に委員を特派し議事に參列せしめつゝあるも未だ右常設委員會に加盟せさるを以て議案を提出し材料を取得する權なく同會の利益を享受する上に於て多大の憾あり仍て今や常設委員會に加盟し一には萬國會議に於ける發議權及ひ議決權を獲得し二には有益なる參考材料の供給を於け三には諸般の刑事々務殊に監

獄事業に付き委員會に對し調査囑託の便宜を得んと欲す而して委員會に加盟するには分擔金(會費)一千圓の支出を要するに付茲に本要求に及ひたり

第二　雜給雜費の增加

雜給雜費の項に於て十一萬五百二十六圓を增加したるは看守四百七十人を增員したるに因る

一　增員の理由

(1)　在監人の增加に伴ふ事務の繁劇　新刑法の施行に因り最大の影響を受けたるは實に監獄事務なり試に新刑法施行後二年間の平均在監人員と施行前五個年間の平均在監人員とを比較するに受刑者に於て一割九分刑事被告人に於て五割八分の增加を見る是洵に異常の激變にして之か爲め事務の繁劇を加へたるや固より言ふを俟たす、加之、比年社會の進運と刑事政策の發達に伴ひ、戒護檢束作業を始め諸般の事務に改良を施したる爲め吏員の技能を要すること益切なり、然るに現今看守の俸給は極めて菲薄なるに拘らす執務の繁忙名狀すへからさるものあるに由り或は直に其職を捨て歷所勞缺勤を重ね、本來最も敏活を尊ふ監獄事務は吏員不足の爲め斷へす澁滯を見るの現況に在り、今に於て此缺陷を補充するに非されは不測の禍を釀すの慮なしとせす是れ增員の已むを得さる第一の理由なり

(2)　指紋法の實地に伴ふ事務の增加　數年前より我司法省並に警察部に於て試驗中に屬する指紋法は其成績頗る良好なるを以て本年度以降汎く全國の監獄に於て之を實施し其効用を完ふせんこ

とを期す然るに此事業を實行するには各監獄に於て少くとも數名の看守を要するか故に、此點より言ふも亦增員の已むを得さるものあり

(3)　事故の發生並に建物の朽廢に伴ふ戒護力增進の必要　看守增員の事は新刑法實施以來常に其必要を認めたるも國家財政の關係上其目的を達すること能はす延て今日に至りたるか累年堪へ難きを堪へ忍ひ難きを忍ひたる結果、宿患漸く事務の上に現れ、動もすれは逃走事故を發生し、永く現狀を維持すること能はさる狀勢を現出せり、加之、我國現在の監獄は概ね舊時の建造に係り、歲月を經て大破に赴けるもの全數の半に達せるを以て當局者は之れか修繕の爲め苦慮しつゝあるも修繕費用素より十分ならす、逐年益々腐朽の度を加へ、最早戒護の力を失ひたるもの少からす、今や人力を籍りて獄舍の缺陷を補ふの外、他に相當の方法を發見せさるに由り、當局の職責上已むを得す茲に本案を提出して焦眉の急を救はんと欲する所以なり

二　員數算出の標準

先きに明治三十六年地方監獄の國有に移るや、時の當局者は全國の監獄を調查し、土地の狀況、獄舍の構造、囚人の事情、作業の種類方法等を參酌したる末、在監人七人に對し平均一人の看守を配置する必要を認め、此標準に基き事務を經理し來れり、今此標準に依れは本年度豫算在監人員六萬四千六百十一人に對する看守の必要人員は九千二百三十人となるへき割合にして現在人員八千二百三十人と本豫算に於ける要求人員四百七十人とを合算するも仍ほ五百三十人の不足を告

くへき筈なるも本豫算に於ては右の標準に依らず、別に各監獄の現況を精査し諸般の事情を綜合參酌して緩急機宜を料り、別表記載の如く配置する豫定を以て必要人員を算出せり

第三　在監人費の增加

四十五年度豫算に於て在監人費五十三萬一千七百四十五圓を增加したるは前年度豫算に比し在監人一萬四千四千百七十四人を增加したるに因る其事由を詳述すれは左の如し

(1) 算出の基礎たる過去三個年平均數の增加　豫算在監人員の增加したるは人員算出の基礎たる過去三個年（四十一、二、三年）の平均在監人員の增加したるに由來し、右三個年平均率の高進したるは四十一年十月以後改正刑法を施行したる結果在監人員の頓に增加したるに基因す

(2) 前年度豫算の在監員數と現實の在監員數との懸隔　前年度の豫算は四十三年度の豫算を蹈襲したるものに係り、而して四十三年度の豫算在監人員は三十九、四十、四十一年の三個年平均人員五萬三千九十五人より其百分の五を減じたる數五萬四百四十人を算出したるものに係る、然るに實際に於ては四十一年十月以後改正刑法施行以來在監人頓に增加し、四十二年度に於ては六萬三千八百三十二人、四十三年度に於ては七萬二千七百五十七人となり、其結果刑法施行前の在監人員を基礎とせる四十四年度の豫算は全然實際と相軒輊し、在監人費に於て非常の缺乏を告るに至れり

本年度の豫算は前述の如く四十一、二、三年度の平均率を基礎とせるものなるか故に、現在の實數と

相去ること遠からず、且四十四年後半期以後は漸次出監者多きを加ふる機運に向ひ、當局者に於ても極力在監人減少の事に努力しつゝあるを以て本年度以後に於ては必然在監人の減少を見ると共に、豫算も亦實際と格段の徑庭なかるべきを信ず

第四　免囚保護奬勵費の增加

刑事政策上出獄人保護事業の必要缺くべからざる所以は特に喋々の辯を須たず、茲には唯た本年度豫算に於て奬勵費二萬圓の增額を求むる理由を略述するに止めん

(1) 出獄人員の增加　昨四十四年中我國の各監獄より出監したる人員は實に十六萬八千百四十七人の多きに上り、本年及び明年度に於て出獄すべき免囚の豫定人員も亦十六萬九千人を下らず此等多數の出獄者の爲め善後策を講ずる最要の機關は免囚保護會を措て他に之を求むべからず免囚保護の必要なる敢て本年度に始まるに非すと雖も、出獄者の特に多數なる現時の狀態に於て假出獄の擴張　在監人の減少を圖ると共に、累犯の發生を防止するの途たるや其方法一にして足らすと雖も、監獄行政の方面より之を觀れば、假出獄の實行に若くものなし、而して假出獄の効果を完ふするには、必すや假出獄者の爲めに相當の保護者を選定せざるべからず、否らざれば改悛の情顯著なる者と雖も四圍の事情に制せられ端なく累犯に陷ることあるは吾人の常に實見する所なり、然るに假出獄者の爲めに相當の保護者を選定するは實際上非常の難事に屬し

(2)

之か爲め許可の處分に出づること能はざる場合頗る多し、故に新刑法の旨趣に從ひ假出獄の適用を勵行せんと欲せば先づ免囚保護會を奬勵し斯業の發達を圖らさるべからす（佛國千八百八十五年八月十四日の法律參考）

(3) 既往の成績　從來の經驗に依れば免囚保護會に對する奬勵費の給付は其額の多寡に拘らす偉大の效力を有す、現に一昨四十三年の後半期より昨四十四年に亘り新に十數箇所の保護會を設立するに至りたるは奬勵費の給附與て最も力あること設立者の齊しく自認する所なり

說

林

● 笞刑再興說　體刑中に於て笞刑を科すべしと唱道するもの晩近刑法學者に在りと雖も極めて少數なるが聊か其概要を述べて參考に資せんに其說に曰く千差萬別なる犯罪に對し入獄と稱する單一なる藥劑を以て其總てを治療せんと欲するも其入獄たるや最良なる衞生の下に毫も困難を感せすして報酬ある作業に就かしむるを以て殆んど苦痛なき刑罰たるに至れり元來獄中は自由生活の快樂を失ふと勿論なりと雖も之を犯罪人の多數を占むる勞働者が現時の工場組織に於て敢て奴隸と擇むなきの狀態に比すれば其自由喪失の程度に於て甚しき輕輕あるを見す又入獄は一の汚辱たりと雖も汚辱の感念低き夫の勞働者の如きに在りては效果なし道理と心情とを以て度すべからざる多數の犯罪人に對しては最後の手段として單だ恐怖あるのみ夫の兒童が惡事を爲したるに當つて之を一室に閉鎖し而も尙改めざるか或は灸を點し或は鞭撻を加ふる等肉體上の苦痛を與ふるも敢て咎めざるに非すや然るに犯罪人に對しては唯自由快樂を奪ふのみに止まり是等手段が全く效果なき場合と雖も何等手段を施す能はざる現今の法制に甘んじ徒らに入獄の一手段のみを墨守し之に依りて其病源を療せんとする論者の說を解するに苦まざるを得す或は之を現時の文明に背馳する野蠻の刑罰なりと議するものあるも吾人の採用せんとする所の笞刑は豫め法律を以て笞刑を適用し得へき場合を限定すへきは勿論之が執行に就ても醫師立會の下に必要且有害ならざる程度に於て之を行はんとするに在り從て常に貧血症を伴ふ入獄の害に比すれば身體上

に及ぼす害は寧ろ鮮尠なり況んや獄中に於ける惡感化を豫防し且監獄費を節約し殊に犯罪人の家族をして生活の窮乏を輕減するの利益あるおや又笞刑の效果如何に至りては未だ證明すべき材料を得る能はずと雖も無賴惡漢の徒をして入獄より以上の恐怖心を惹起せしむべきは毫も疑を容れざるなり云々と因に現今笞刑を主刑若くは附加刑として實行せる國は英吉利、丁抹、希臘の三箇國なり現に英國の如きは各種の學校感化院及監獄内に於て之を實行し其效果を認め居れり（手塚氏歐米司法制度視察報告書）

●飲酒と犯罪との關係　飲酒が肉體上並に精神上に害毒を與ふるは勿論一般の風俗を壞敗し殊に犯罪の原因たるに至つては看過すべからざる事柄なるを以て各國共之が禁遏に頗る腐心しつゝあり先之に對する刑事政策としては公の場所即ち賃錢を支拂ふと否とに拘はらず公衆の自由に出入し得べき場所に於て醉態を顯はしたるものは勿論酩酊者又は十六歲以下の幼者に飲酒せしめたる酒店の主人も亦之を罰金又は禁錮に處し其再三に至りたる者は附加刑又は行政處分として公權又は營業權を停止剝奪し或は一定の期間强制して勞役に就かしむ又飲酒の爲め罪を犯したる場合に於ては相當なる刑罰を科し或は放免して病院に入れしむ而して故意に飲酒酩酊したるものは重く之を處罰するの法制あるも是等の制裁は未だ以て酒癖者を治癒するに至らず其效果不充分なるを以て近來英米獨瑞西及諾威等の諸國に於ては荒酒者治療場を設置し危險なる荒酒者は親族又は檢事の申請により又罪を犯したる荒酒者は職權により裁判所の命令を以て六月以上三年以下の間治療場に入場せしめ特別の組織方法によりて治療を施し以て好成蹟を擧くるに至れり又社會政策として現に行はるゝものを擧くれば(一)飲酒の害毒に關する教育にして英、佛、米、加奈太等の諸國に行はれ敎員間は勿論生徒間に於ても盛大なる禁酒會を組織し進んで父兄會に之を普及するを努めつゝあり(二)軍隊内に於ける禁酒の普及にして是亦諸國に行はる先づ士官之を實行して其例を示し酒保に酒類の賣捌を禁ずる等の方法を採りたる結果飲酒に原因する犯罪を減少するに至れり(三)酒類の釀造及賣買の獨占策(四)ゴッタンペール制は諸威國に行はる此制は小賣の獨占策にて政府は其專賣權を數箇の私設會社に讓り其資本金に對する五朱の利益を與へ其より以上の利益は擧て之を慈善事業の費途に充用するの組織なり從て會社は多量の酒類を賣捌くも結局自己を利するなきを以て强度の酒類は少量の外之を販賣せざるのみならず土曜日の夕刻より月曜日の朝に至る迄の店舗を閉鎖するの慣例なり(五)米國及瑞典國に行はるゝ制度にして各州各市町村をして任意の法制を選擇せしめ日曜日祭日竝に同盟罷工ありたる場合に酒舖を閉鎖せしむるに在り故に禁酒專賣營業稅の重課酒店の制限等各種の取締方法を施行せり(六)南米諸國及び歐洲中の氷蘭汾蘭の二國に行はるゝ禁酒制にして其效果は犯罪を非常に減少し又同盟罷工の際激昂せる人心を緩和して速に平穩狀態に回復せしめたるの好成績を示せり要するに賣買の禁止若くは制限したる國家的施設は民間有志者の組織せる禁酒同盟會若くは節酒同盟會と相俟て犯罪の防遏に對し着々功を奏しつゝあり(同上)

●低能者に對する國家保護　精神健康者と精神病者との中間者に對し國家は如何なる態度を執るべきか又如此者が存在する事は如何なる結果を生すべきか蓋し國家に取りては重大問題なるべし從來

國家は斯の如き狀態に對し果して適應の處置を施せるや如何恐らくは然らざるべし先づ斯る事柄は刑法に責を歸せざるべからず法律は責任能力者と責任無能力者とのみを區別す斯の如きは適當ならず抑も精神衰弱者及び精神病者は責任無能力なるに非ずして唯正常者の如く判決し得ざるのみ精神衰弱者は治癒す可らざるも敎育し得べく幼年精神病者は重症の場合と雖も治癒すべしとの思想も亦本問題に關する所ありとなさゝるを得ず大詩人大學者と雖も其幼年時に於て精神病者たり而して治癒したるものあり此に關しては家庭醫の任や大なり新聞、墮落史の如き活動寫眞と共に精神病的兒童に對して毒物なり醫師は斯の如き兒童に對し豫防法を講じ若し重症なる場合には特別の施設を要す從來此の設備は家庭學校をして富者の兒童の要求を充すに過ぎず國家及都市は須らく此方面に向つて一步を進めざるを得ず中流並に下流社會に於ける如此兒童に對し同樣の設備を要すること刻下の急務なり現狀にては此等中流並に下流社會に於ける兒童は漂泊者となり或は娼婦となり或は監獄救貧院精神病院等に收容せられて一生を暗黑界に葬むるに至る然れ共之等を救濟するの途なきに非ず而して之に要する經費の如きは有益に消費せらるゝものと云はざる可らず又夥く共斯の如き設備が公費の補助を受くるは正當の事にして一日も速なるを要す今や懲治院乃至精神虛弱者に對する設備の廣く行はれず而かも幼年精神病者中往々異常の顯才あるを想ふ每に遺憾に堪へず（人性）

統計

明治四十五年一月末日現在々監人員表

（△ハ減）

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
刑事被告人	五、二六八	三一三	五、五九一	四、八〇一	七、二〇三	△一、六一二	
受刑者	五七、一七九	三、〇三三	六〇、二一二	六〇、六二七	六三、八六三	△四一五	△三、六五一
勞役場留置者	七七四	九四	八六八	一、〇六七	七九三	△一九九	七五
懲治人	一		一	一	二	△一	△二
携帶兒		三八	三八	六九	八〇	△一	△二
總計 監獄	六二、三一四	三、三二一	六五、六三五	六五、六八七	七一、〇三九	△一、一〇二	△五、四〇四
總計 警察署留置場	九四〇	一六七	一、一〇七	一、一〇七	九二二	△一〇	△二九
總計	六三、二五四	三、四八八	六六、七四二	六六、七九四	七一、九六〇	△五三	△一八六

備考　內朝鮮人刑事被告人男一人、受刑者男二三人ア
木表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	刑事被告人	受刑者	計
清國男	五	三七	四二
英吉利男		二	二
墨西哥男		二	二
露西亞男		二	二
計	五	四五	五〇

明治四十五年一月末日現在受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名	男女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前月比較	増減	前年比較	本月中ノ新受刑者	増減	前月比較
刑法 竊盜		二七、三〇一	一、二六一	二八、五六二	二八、六八二	二八、六四七	△一二〇	△八五	一、五九四	△三一九	△一
強盜		三、二五一	一一	三、二六二	三、二九七	三、五四九	△三五	△二八七	三一	△四七	△一
賭博及ヒ富籤		四、一二七	一五三	四、二八〇	四、一八一	五、〇一八	九九	△七三八	七五七	△六八	△一
詐欺及ヒ恐喝		七、二四三	二三七	七、四八〇	七、五九二	七、四〇五	△一一三	七五	五〇〇	△一一八	△一
橫領		二、八九一	七三	二、九六四	三、〇三二	三、一三二	△六八	△一六八	二七六	△六〇	△一
贓物ニ關ス		六九一	六九	七六〇	七六二	△一八八	△二	△一八八	七九	△一三	△一
受寄及ヒ隱匿		九七		九七	八九	△三〇	△八	△三〇	一六	△一一	△一
通貨僞造		三八一	九	三九〇	四〇四	五七〇	△一四	△一八〇	二	△四	△一
文書、有價證券僞造		一、七六五	六一	一、八二六	一、八六一	二、一五〇	△三五	△三二四	一二三	△三〇	△一
印章僞造		二三四	一	二三五	二五七	四二九	△二二	△一九四	四	二	△一
僞證及ヒ誣告		一五二	五	一五七	一五八	一七一	△一	△一四	二九	△四	△一
瀆職		八四		八四	九〇	九〇	△六	△六	八	一	△一
放火		三二七	一	一、九六六	一、九八四	二、三六〇	△四五	△二一	九三	△一	△一
往居ヲ毀ス		一九八	三	二〇一	二〇一	一六八	△一八	△三九四	一二二	△一	△一
暗取及ヒ誘拐		一四四	一六	一六〇	一五七	一五六	一	三	一四	△五	△一
陸海軍刑法		六一		六一	七〇	八七	△九	△二六	一一	△一	△一
諸法 森林法		三六六	一	三六七	四〇四	四四二	△三七	△七五	一二		
規則 徵兵令		六八		六八	六九	四七	△一	△二一	六〇	△四七	
則 郵便及ヒ電信法		六二	一	六三	六三	七三		△一〇	六	△三	
警察犯處罰令		七八〇		一、〇二四	九八〇	九〇八	△四四	△一一六	三、一七〇	△四七四	
以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸法則違犯則		四三九	三九	四七八	四六三	三九八	八〇	一五	四九四	△八九	
總計		五七、一七九	三、〇三三	六〇、二一二	六〇、六二七	六三、八六三△	四一五	△三、六五一	七、四七五	△一、三六	

罪名	男女	計	一年以上	一年未滿六月以上	六月未滿	拘留	科料	無期	死刑
刑法 竊盜		二七、三〇一	一、二六一	二八、五六二	二八、六八二	二八、六四七	一、五九四	一	
強盜		三、二五一	一一	三、二六二	三、二九七	三、五四九	三一	一	
賭博及ヒ富籤		四、一二七	一五三	四、二八〇	四、一八一	五、〇一八	七五七	三	
詐欺及ヒ恐喝		七、二四三	二三七	七、四八〇	七、五九二	七、四〇五	五〇〇	二	
橫領		二、八九一	七三	二、九六四	三、〇三二	三、一三二	二七六	一	
贓物ニ關ス		六九一	六九	七六〇	七六二	九四八	七九		
受寄及ヒ隱匿		九七		九七	八九	一二七	一一		
通貨僞造		三八一	九	三九〇	四〇四	五七〇	一六		
文書、有價證券僞造		一、七六五	六一	一、八二六	一、八六一	二、一五〇	二		
印章僞造		二三四	一	二三五	二五七	四二九	四		
僞證及ヒ誣告		一五二	五	一五七	一五八	一七一	二九		
瀆職		八四		八四	九〇	九〇	八		
放火		三二七	一	一、九六六	一、九八四	二、三六〇	一八		
往居ヲ毀ス		一九八	三	二〇一	二〇一	一六八	三九四		
暗取及ヒ誘拐		一四四	一六	一六〇	一五七	一五六	三三		
陸海軍刑法		六一		六一	七〇	八七	四		
諸法 森林法		三六六	一	三六七	四〇四	四四二	七五		
規則 徵兵令		六八		六八	六九	四七	二一		
則 郵便及ヒ電信法		六二	一	六三	六三	七三	七		
警察犯處罰令		七八〇		一、〇二四	九八〇	九〇八	一一六		
以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸法則違犯則		四三九	三九	四七八	四六三	三九八	一五		
總計		五七、一七九	三、〇三三	六〇、二一二	六〇、六二七	六三、八六三△	四一五	△三、六五一	七、四七五

明治四十五年一月末日現在在監人員監獄別表

（△ハ減）

監獄名	刑事被告人	受刑者	労役場留置者	懲治人	携帯兒	合計
東京	九五一	九七〇	六四			一、九八七
市谷		一、〇八七				一、〇八七
巢鴨		二、六八七				二、六八七

縣別	關東區							東海區			北陸區			東北區					
	橫濱	浦和	前橋	千葉	水戶	宇都宮	甲府	長野	小菅	安濃津	名古屋	靜岡	岐阜	新潟	富山	金澤	福井	盛岡	青森	山形	秋田
一七八	一七八	八一	四二	八四	八一	六九	三四	一一一		三一	二三三	五三	二八	一七	六五	一六	三〇	二六	六五	五六	四八
一、八九七	一、二六六	一、一〇二	一、〇四七	一、〇三一	九三七	七八六	一、三八五	一、三五〇	二〇	三	一、一〇一	一、〇七三	七三三	七八一	九七九	三七〇	五八八	一、一七二	一、一四四	四六二	四八九
五	二	二	二	二	二	二	二	一		二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二、一〇〇	一、三六九	一、一五五	一、一二〇	一、〇二三	八三〇	一、五一二	一、三五〇	九二七	二、三五一	一、一五一	七六二	八〇七	一、〇六二	三八七	六二五	三五四	一、三九一	一、二七四	九四八	一、〇一六	九五三	一、〇三九	一、九〇八	二、〇七四

縣別	四國區			中國區					西海區							西日本區					
	德島	高松	松山	高知	松江	鳥取	山口	廣島	岡山	神戶	和歌山	奈良	堺	大阪	京都	岡山	鳥取	島根	廣島	山口	福岡
二六	三四	八五	五二	一五九	三一	六一	一四五	二五八	一四九	二七九	三四	二四	四六九	三六	一一六	四八	五六	一六	五五	二七	四五
四八二	八七九	九一六	八八七	一、六一九	五〇三	一、一四八	一、五九六	一、一二六三	二、一一〇	二、一一〇	七三〇	七九六	四四五	二、八六二	一、四四六	八八九	七六二	一、一二〇	五五四	五四	一六
一六	三五	一三	一三	四五	七	一八	二三	一七	二二	一七	一三	三	三九	二八	一四	一七	一〇	七	一八	二二	二二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	二	二	一	一	二	二	四	四	三	三	三	三	一	一	五	一	二	二	四	三	三
五二四	六三三	九六七	八五五	一、五九一	二、四一九	一、四三五	一、八七六	一、二〇九	五四三	六八九	九四八	一、〇一六	九五三	一、〇三九	一、九〇八	二、〇七四					

分	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	三池	九州區	沖繩	函館	札幌	樺戸	網走	十勝	北海道	監獄	留置場	計	總計	增（前月ニ比シ）減（前年ニ比シ）
停止及取消人員	三〇	五一	八四	四七	一〇四			一	一三一		一五五		六		五、四四三	一四八	二三		△一、六一二
	七八七	七一三	八七九	五〇〇	七六二	一、三七三		四四二	八二七	一、四四〇	一、三一九	一、一三三	一、一八六		五九、二六七	九四五	六〇、二一二		三、六五一
	五	五	一七	七	二九			一	九	三六			二		八五四	一四	八六八		七五
	一	三	一	一	一														△二〇
	八二三	七七二	九八〇	五五五	八九六	一、三七三		四六四	九六八	一、六三五	一、三一九	一、一三九	一、二一一		六五、六三五	一、一〇七	六六、七四二	一七七	△五、二一八

明治四十五年二月假出獄許可人員表

假出獄許可人員

名	安濃津	屋岡	府野	宮戸	都城	長字	甲靜	古	名	小倉	東京	市谷	巢鴨	濱和	橫浦	前橋	千葉	水戸	字都宮	長野	府岡	屋津	濃古	靜甲	字長	宮都	戸水	葉千	橋前	浦橫	和濱	谷鴨	京東	市巢	谷小	名
四十五年二月	四	二	七	三	一	五	二		四十五年二月	一四	一七二	一三二	二七三	四〇五	二	六	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十五年計	五	二	七	三	一	五	二		四十五年計	一四	一七二	一三二	二七三	四〇五	二	六	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十四年	二	三	四	一	四	七	八	五	四十四年	五	五八	三一	一九八	二三一	一四二	一二九	二〇〇	七九	一六四	一七五	一七〇	一七五	七〇	一四一	一二四	一〇四	六二	九九	五一	八八	八一	一四	六九	三一	五八	一七二
自大七年一月至四十年九月	四	三	六	二	八	一五	七	八	自大七年一月至四十年九月	一四	五七	六九	二三一	一四二	一九一	一二九	二〇〇	七九	一六四	一六六	一二五	一六六	七〇	一四一	一二四	一〇四	六二	九九	五一	八八	八一	一四	六九	三一	五八	一七二
自大七年一月至四十年三月	一	一	三	一	四	四	五	四	自大七年一月至四十年三月	二	一一三	四〇	三二〇	一九一	一九〇	一三六	一六三	一一三	一七五	一七〇	七七	一七五	一八〇	五六												
計	一	一	三	一	四	四	五	四	計	二	一一三	四〇	三二〇	一九一	一九〇	一三六	一六三	一一三	一七五	一七〇	七七	一七五	一八〇	五六												
四十年三月中假出獄期間經過後入監人員									四十年三月中假出獄期間經過後入監人員																											

所	岐阜	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口
一	一三	一九	一六	一四	一五	一四	一一	一一	一一	一四	一一	一七	一三	一三
二	四二	一七四	一〇二	一七一	一三	一〇五	一五一	一七〇	一四〇	一八〇	一五一	一六一	一三一	一三
三	三八	五八	九八	五四	五五	一四〇	一八〇	一七〇	一四〇	一八〇	一五一	一六一	一三一	一三
四	二四	九八	八二	五五	四四	一一七	一五一	一七〇	一四〇	一八〇	一五一	一六一	一三一	一三
五	二五	一四二	一五七	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
六	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
七	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
八	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
九	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一〇	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一一	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一二	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一三	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一四	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一五	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一六	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一七	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一八	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一九	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
二〇	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
二一	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
二二	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
二三	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
二四	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
二五	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
二六	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
二七	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
二八	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
二九	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三〇	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三一	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三二	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三三	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三四	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三五	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三六	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三七	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三八	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三九	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
四〇	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
四一	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
四二	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
四三	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
四四	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
四五	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
四六	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
四七	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
四八	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
四九	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
五〇	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
五一	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
五二	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
五三	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
五四	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
五五	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
五六	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
五七	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
五八	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
五九	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
六〇	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
六一	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
六二	二四	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
六三	二五	一七四	一六五	一三九	一四三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八

總計	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	德島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿兒島	沖繩	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	靜岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
二六九	五	一	一三	七	一	一五	三	一	九	一三	九	三	一〇	二	三	三	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六四三	一三	六	一五	一四	一一	一五	一一	一一	一五	一三五	一三	七	一四	一三	一一	六	一五	四	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三三、九九九	一七	四七	二七	六二	一五一	五九	五八	六六	五九	八六	二四〇	一二五	五八	五九	一一三	六二	四五	七六	六四	一七	三九	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
八、八五八	五五	九八	七四	一一三	一四三	一三七	八五	三二五	二五二	二七一	一七四	一四三	一四三	八五	一一三	一六三	九〇	一三九	二五二	一八一	二四八	二四九	一四六	一二二	一四九	一二七	一二一	一二一	一〇八	九二	一四九	一二三	一八二	二九〇	一八一	二四二	二八九	二八九	二八八	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九
八、一一八	四三	七七	七五	一五三	一二五	一三五	一四九	一二五	一三〇	二五九	二八一	四〇一	二八九	一二五	一五三	一三〇	一〇八	一〇八	一二一	一一二	一四六	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二
一六九九	九八	一七五	一四九	二三八	二九六	二二〇	二四九	一八一	二四七	六一四	五三三	六七二	三〇四	六一四	二九六	二九〇	一八二	一八二	三七三	四六九	四九〇	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九
二四一	一	一	一五	一	一	一	一	一	一	四	二	二	二	四	二	一	一	四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九八	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四三九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一六																																															

彙報

○京都の典獄協議會決議事項

前號に報道したる關西七監獄典獄協議會は去月二十三日より二日間京都監獄に於いて開催し谷野參事官は山口司法屬を隨へ出張の途次同會に臨み親しく會議の模樣を視たるが同會議に提出したる會議事項中重なるものを掲ぐれば左の如し

決議事項

一　各監施行の受刑者階級制以外に一層有効なる處遇法なきや他に有効なる處遇法發見せすとせば各監現に施行せる階級制の振合を一定しては如何（神戸提出）

一　階級處遇法の存廢可否、存續するとせば一定しては如何（奈良提出）

一　行狀錄に記載すべき階級數及階級名稱（稱良、普通等の如し）を各監同一にしては如何（膳所提出）

●決議　從來の階級處遇規程を廢止し各監適宜の處遇手續を定め參考の爲め相互に交換する事

一　囚人處遇に關し上司に伺問合等を爲し其指示回答ありたるときは互に通報する事に一定しては如何（大阪提出）

●決議　監獄月報にて互報する事

一　看守にして疾病事由の爲め解職となりたる者は六ヶ月經過の後にあらざれば採用せざることに一定しては如何（同上）

●決議　特別の事情あるものは此限りに非すとの但書を附加し實行する事

一　京都外六監獄の未成年囚を拘禁する爲め奈良監獄を未成年監に指定せられんことを建議しては如何（同上）

●決議　希望を述ぶるに止む

一　假出獄の取消を命せられたる者は便宜假出獄を許したる監獄に移監することを得る途を開かられんことを建議しては如何（同上）

●決議　別に移監するの必要を認めす

一　受負契約工錢及科程並に受負人の住所氏名を契約又は契約更訂の都度互に通知しては如何（堀川提出）

●決議　可決

一　被告人身分帳簿表紙に典獄課長主任は認印することに一定しては如何（同上）

●決議　可決

一　全國數ヶ所の免囚保護會を指定し特に奬勵費の交付を增加し最寄監獄の出監者を保護せしむる方法を施行せられんことを決議しては如何（同上）

●決議　希望を述ぶるに止む

●決議　希望を述ぶるに止む

一　年々物價騰貴し調理困難に付四十五年度より在監者の菜代豫算を增加（一人四厘增し位）し配付せられんことを建議しては如何（神戸提出）

●決議　希望を述ぶるに止む

一　看守教習生の俸給額を一定しては如何（奈良提出）

●決議　十圓を給する事

一　教誨中戒護者は着帽せしむる事に一定しては如何（同上）

●決議　戒護者には着帽せしむる事

一　看守外套地及服地は本省に於て購入せられ各監獄に現品を配付せらるゝ樣建議しては如何（同上）

●決議　希望を述ぶるに止む

●決議　希望を述ぶるに止む

一　前號に報道したる關西七監獄典獄協議會は去月二十三日より二日間京都監獄に於いて開催し谷野參事官は山口司法屬を隨へ出張の途次同會に臨み親しく會議の模樣を視たるが同會議に提出したる會議事項中重なるものを掲ぐれば左の如し

決議事項

一　各監施行の受刑者階級制以外に一層有効なる處遇法なきや他に有効なる處遇法發見せすとせば各監現に施行せる階級制の振合を一定しては如何（神戸提出）

一　階級處遇法の存廢可否、存續するとせば一定しては如何（奈良提出）

一　行狀錄に記載すべき階級數及階級名稱（稱良、普通等の如し）を各監同一にしては如何（膳所提出）

●決議　從來の階級處遇規程を廢止し各監適宜の處遇手續を定め參考の爲め相互に交換する事

一　囚人處遇に關し上司に伺問合等を爲し其指示回答ありたるときは互に通報する事に一定しては如何（大阪提出）

●決議　監獄月報にて互報する事

一　看守にして疾病事由の爲め解職となりたる者は六ヶ月經過の後にあらざれば採用せざることに一定しては如何（同上）

●決議　特別の事情あるものは此限りに非すとの但書を附加し實行する事

一　京都外六監獄の未成年囚を拘禁する爲め奈良監獄を未成年監に指定せられんことを建議しては

一　作業表中食糧欄は一回又は一日の量孰れかに一定しては如何（同上）

●決議　一回の量及日數を記入する事

一　左の件主務省に建議しては如何

（一）監獄法施行規則第七十條第三號就業三十日に滿たざる期間は計算せざる事

（二）作業規程第五號書式受負作業原簿乙を廢し日課表にて計算すること（同上）

●決議　希望を述ぶるに止む

一　受刑者の閲讀書籍購入の度數を各監同一にしては如何（膳所提出）

●決議　各監適宜とす

一　看守長宿直の方法を一定しては如何（奈良提出）

●決議　各監適宜とす

一　身分帳簿樣式中豫審終結公判移付年月日又は檢事拘留にて豫審を請求したる等の場合に於ては監獄に於て之を知るに由なし或監獄に於ては正式の帳簿を以て裁判所より通知を受けつゝありと聞く本件は必要と認むるに付本省より各裁判所に調示せらるゝ樣建議しては如何（膳所提出）

●決議　膳所を除く外既に實行せるに依り建議の必要なし

一　純粹宗教的信念を皷吹する月刊雜誌の許否如何

●決議　許可するも支障なし

一　授業手給仕小使馭者馬丁の給料豫算定額を增加せられんことを建議しては如何（和歌山提出）

●決議　希望を述ぶるに止む

一　在監者の親族の範圍を一定しては如何（京都提出）

●決議　民法の規定に依る

一　左に揭ぐる事項は監獄會計處務規程第十五條第二項の手續を爲さず直ちに施行し竣功の上其變更の事由を報告する事に稟申しては如何

（一）工場事務所其他の建物幾部の建具を箝込或は之を取除く事

（二）工場の土間を板張に變更する事

（三）樹木の立枯れを伐採する事（同上）

●決議　希望を述ぶるに止む

一　授業手の服裝を一定し官給の途を開かれんことを建議しては如何（同上）

●決議　希望を述ぶるに止む

一　十八歲以上の受刑者中の無學者を敎育する必要ありと認めたるとき其敎育する方法を一定する必要なきや若しありとせば其方法如何（同上）

●決議　各監適宜とす

一　監房に於て念珠を携有せんことを情願する者には之を許すの可否如何（同上）

●決議　情願に依り且つ必要と認むる場合に許す

一　月末日恩赦假出獄に因り釋放する受刑者にして當日就業したるものは賞與金を計算するの當否如何（同上）

●決議　計算するものとす

一　作業賞與金計算率を左の如く一定しては如何（京都提出）

初犯者

賞表三個　科程終了以上　一等（十分ノ七）
同三個　科程不了　二等（十分ノ六）
同二個　科程終了以上　二等（十分ノ六）
同二個　科程不了　三等（十分ノ五）
同一個　科程終了以上　三等（十分ノ五）
同一個　科程不了　四等（十分ノ四）
行狀良　科程終了以上

行狀頁	科程不了	五等（十分ノ三半）	
行狀稍頁	科程終了以上		
行狀頁	科程七分未滿		
行狀稍頁	科程七分以上	六等（十分ノ三）	
行狀不頁	科程終了以上		
行狀稍頁	科程七分未滿	七等（十分ノ二半）	
行狀不頁	科程七分以上		
行狀不頁	科程七分未滿	八等（十分ノ二）	
再犯以上の者			
賞表三個	科程終了以上	二等（十分ノ六）	
同三個	科程不了	三等（十分ノ五）	
同二個	科程終了以上		
同二個	科程不了	四等（十分ノ四）	
同一個	科程終了以上		
同一個	科程不了	六等（十分ノ三）	
行狀頁	科程終了以上		
行狀稍頁	科程七分以上	七等（十分ノ二半）	
行狀頁	科程終了以上		
行狀頁	科程七分未滿	八等（十分ノ二）	
行狀稍頁	科程七分以上		
行狀不頁	科程終了以上		

行狀稍頁	科程七分未滿	九等（十分ノ一半）	
行狀不頁	科程七分以上		
行狀不頁	科程七分未滿	十等（十分ノ一）	
刑事被告人、拘留及禁錮囚			
初犯	科程終了	一等	（十分ノ七）
初犯	科程不了	二等	（十分ノ六）
再犯以上	科程終了	三等	（十分ノ五）
再犯以上	科程不了	四等	（十分ノ四）

◎決議　本計算率を適當と認め各監之に準據し計算する事

因に右決議事項は目下本省にて調査中にて成るべく決議を容れんとの意向なるやに聞けり

○逃走事故

▲佐賀監獄囚徒の逃走

佐賀監獄拘禁窃盜累犯懲役八年と六年の二刑を有する野口松三（二十歳）は逃走に妙を得たる惡漢なるが去一月十三日午前四時頃監房扉の右側なる格子の嵌板を外し合鍵を用て扉の鑰鑰を開き一旦監房より脫出したる後鑰鑰は原狀の如く裝ひ置き教誨堂工場其他の要所を潛行し構內に在りたる大繩を取出し其一端を其側倉庫の窓格子に結付け之を手繰りて屋上に登り遂に構外に脫出して逃走せり戒護看守は逃走の時刻を知らず午前六時三十分起床の時刻に至り始めて逃走したるを知り驚ひて急を報告したるも奈何せん時既に遲く追跡搜索等夫れ〳〵盡したるも逮捕するに至らざりしものにて逃走時刻を四時としたるも推定に過ぎず同人の用ひたる合鍵の出所も明かならずと云同人は昨年中にも同監獄より逃走したることあり監獄にては特別注意人物として警戒を加へつゝありしに今又同一監獄より逃走を遂げしむるに至りたるは油斷大敵沙汰の限りと云ふの外なし

▲岡山監獄被告人の逃走

岡山監獄弓の町出張所に拘禁中の强盜傷害被告人山口直七（二十三歳）は巡査斬犯人として豫審中の惡漢なるが本月五日午前七時四十分頃運動の爲め他の被告人三名と共に看守一名に引率せられ構內運動場にて運動しつゝありしに看守の隙を見計ひ戒具として施されある右手手錠を外し突如猿の如く身を躍らして其側の外圍板塀に飛付きて攀登し踰越するに至りたり戒護中の看守は板塀に攀ちつゝあるを目擊し大聲急を告げたるより看守所に在りたる看守部長は聲に應じて構外に驅付け恰も逃走犯人が板塀より飛降り驅出さんとせる際なりしを以て急遽肉薄し其場に逮捕したり直七は大膽不敵の兇漢にて常に逃走せんとする念慮を抱ける者なるより手錠を施し警戒を加へつゝあり運動前に於ても現に看守部長立會戒具の檢査を爲したる程なりしに同人は鍛冶職工にして手錠の構造等を

暗する所より巧みに手指を利用し引外したるものなりと云

▲弘前分監囚徒の逃走　青森監獄弘前分監にては去月二十六日監獄門前道路の雪除を爲さしむる爲め朝來囚徒十二名に看守二名を付し出役せしめたるに其一團中の一人窃盜累犯懲役五年囚檜山永之松（四十五歳）は午後三時四十分頃掻集めたる雪塊を投棄する爲め構外附屬地に沿へる小川に運びつゝある折柄戒護せる看守の隙を窺ひ腰部の鐵鑛を脱し素敏く東方に向つて遁走したり其れと見たる看守は直ちに追跡したるも一面の田畑に人家密接しありて隱現出沒自在にして現に其足跡を探り其姿を見とめながらも數尺の積雪は膝を沒するまでに及び脚歩意の如くならず時に姿を認むれば又見失ふ等苦慮捜索追跡を重ねたるも遂に黄昏に及び全く形跡を失したり夜に入るや一層警戒を嚴にし各要所を扼し必死となりて追跡に盡したるも奈何せん暗澹咫尺を辨ぜず逮捕するに至らざりしが逃走者は地理を暗じ巧みに分監を距る三里の地に落延び民家に忍入り乾餅若干と雪橇等を盜み又他の一民家の軒下にありたる縕褸衣類を奪ひ獄衣と着替へ荷物運搬人の裝を爲し平然として横行し山林に入りて柚夫小屋に潜伏したるを被害者に於て探知追捕し駐在所巡査に引渡したり、逮捕の際は既に獄衣を脱し變裝し居たる爲め逃走囚たるを知らざりしが弘前警察署に引取りたる後始めて之を覺知し其翌日午後二時過監獄に引渡したり

○福岡監獄煉化工場の燒失　本月九日福岡監獄西新町出張所假設草葺堀建煉化工場第五號形抜場より發火該工場全部を燒燼したり其損害は約千圓にして出火の原因に至ては發見せる當時既に同場内に堆積せる菰の燃へつゝありし際なれば失火なるや將た放火なるや現に取調中に屬し不明なり因に在監者は一名の死傷者もなく亦逃走者もなかりしと

寄書

監獄衞生雜感（其三十四）

金澤　石崎貧樂生

(三一三)反社會精神薄弱者に對する孤島の病院 Keller, eine Insel-Anstalt für antisoziale schwachsinnige Männer. Zeitschr. f. d. Erforschung u. Behandl. d. jugendl. schwachsinns. v. hand.1 Heft. 1911.

社會に對して危險なる精神薄弱者を社會より遠ざけて彼等を無害のものとし而かも彼等の自由及び屋外作業の能力を束縛しないと云ふ社會の要求を充たすの試驗として「丁抹の精神薄弱者監護」は四月一日から其從來の組織に新設備を加へた即ち孤島の病院であつてブライニング Breining に於け

るケルレルの精神薄弱者病院の分院で同氏が監理して居る

リムフヨルド Limfjord に於ける リボ島 Ins. Livø. が此目的に選ばれた此島は四方廣き海を繞らして約350 Hektar の廣さを有して居る風景が佳くて眺望の變化に富んだ所で社會から除外された人々に取つては最良い滯在地且作業地である

彼等は田野及び森林の作業をなすことが出來る後には煉瓦製造及び泥炭製造等の工業に從事することが出來る此の場所は廣くて自由で病院は監獄の樣な性質は少しもない、中に住へる人は是迄の大きな家高き塀の下の住居に比して遙に自由で氣樂である浮浪を好む精神薄弱者は島内を徘徊するに止まり放浪生活少くとも飲酒の機會がない現在四十人收容し得る建物がある即ち二棟あつて二十人宛收容される若し試驗の成績がよくて擴張の必要ある時は增築は容易である作業場は十分に廣くて多人數の作業に少しも差支へない、この孤島病院に入院するのは皆プライニング病院の手を經る又孤島病院の生活が不適當と認めたる者は送還するのである

放火、竊盜、傷害、風俗壞亂等法律に觸れたる精神薄弱者を島に追放すると云ふ目的は勿論なく多くの場合に犯罪的行爲は單に偶然の出來事である社會に於ける多くの誘惑物に對して精神薄弱者は抵抗力弱きが爲めに犯罪をするのである此等に遠ざかつて普通の精神薄弱者病院に在れば彼等は無害で平和で且多少有用の人間である

犯罪及び浮浪の慾望强く普通の病院内で自由に生活することが出來ず隔離室に入る必要があるやうな精神薄弱者のみを孤島に送る然るに犯罪性の精神薄弱者で常に牢獄に入るゝ必要あるものは孤島には送らない孤島病院には勿論多くの隔離室の設けがある併し一時的に使用するものである

斯る孤島病院では職員の選定は非常に重要の事である信用あり敎育あり且注意深き監督者を採用せねばならぬ之が爲めに本院の職員から孤島の分院に轉任志願の者は申出でざるも其中から良い者を撰擇する從て報酬及び住宅を本院より良くする尙孤島の勤務に堪へられないやうになつたら本院に歸り得られる又每年休暇があつて或期間旅行することが出來る

病院は全島の主人で病院に使役せる者の外に住民はない彼等は一ケ所に集つて住居を構へ必要の場合には何時でも用に應ずる

丁抹の精神薄弱者監護は此新病院によりて一進步をなす希望である之に依つて社會及び精神薄弱者に同樣に幸福を與へるであらう、

(二一四)刑法上の證人としての兒童

[Child] は新刑法草案中に兒童を證人とする件について記載が不十分であると云ひ滿十四歲までを兒童と認定し左の個條は少なくとも顧慮する必要があるといふて居る

一、兒童を證人とする際には之を兒童として取扱ふべきである

二、兒童を證人として召喚する際には其兒童の身上に就いて責任を有する人に向て召喚狀を發し其人は兒童の直ちに出頭することに對して責任を持つべきである。

三、兒童に證言拒絕權を與へてはならぬ其代り大人が證言を拒絕し得るが如き事件に就て兒童を證人として聽取してはならぬ但草案五十條の場合に於て被告の利益となるべき場合には兒童の證言を求めねばならぬ

四、豫審に於て兒童の證言聽取は原則としては豫審判事の面前に於て且つ出來得べくんば同一事件に就ては只一回のみ行ふべきである又法廷に召喚するよりも寧ろ現場に於て聽くべきである公判に於ても成るべく一回のみ召喚すべきである

五、草案五十五條一及二項は殊に重要である暗示的質問は禁せねばならぬ但し斯る規定は行はれ難きものである又た多數の法官が質問することを禁じ裁判長のみとすべきである證言撰擇認定は兒童の場合に於ては法官が必要なる材料を提供する責務を有する

六、證人を實驗的に檢査することに就ては特別の規定を要する

(三一五)佛國に於ける婦人の犯罪

Iacaze. Di la Criminalite feminine en france. arch. d'authropol, Crimin. 26. 1911.

一八二六年より一九〇七年に至る佛國犯罪統計に就いて研究した其の結果として婦人犯罪は其性質が變化したといふ事を確定した傷害罪が次第に殖えて財產に對する罪が少なくなつたといふ然し之は唯性質の變化した丈で全體の犯罪數は少しも變化して居ない刑事被告人中の一七%は婦人犯罪者である統計によれば婦人犯罪は殆ど特殊なものに限られて居る卽ち墮胎、嬰兒殺、小兒虐待及び窃盜である、婦人犯罪がかゝる特殊の性質を帶べる原因は主に生活の境遇、婦人の特性及婦人の社會的位置にあるのである婦人犯罪が外觀少ない樣に見えるけれども事實は之に反して居る上記の犯罪も之を發見する事困難であるし又婦人の責笑は犯罪としては殆ど日常の事となつて居るといふ點を思へば著者の犯罪傾向は婦人と雖決して男子に劣らないといふ

(三一六)特種兒童調査用「カード」に就て

三宅(鐵一)博士曰く余は久しく特殊兒童の檢索に從事せしが、もと余の如き他に職務を有するものが或る感化院又は幼年囚其他の特殊兒童を收容せる場所に就き其兒童の狀態を檢知せんと欲するには當りては往々にして一時に多人數の兒童を觀察するの必要に迫らるゝことあり斯かる場合に際して若し豫め一定の票式に從ひ其各自の性行、奇癖、學績、智力乃至從來の經歷又は其の遺傳病歷並に行政上の事項に至るまで之を一表の中に記入すべき「カード」を準備せば其便宜實に鮮少ならず斯かるものは單に余等門外漢が偶然の診察に當り便利なるのみならず亦た之に依りて警察官又は監獄醫諸氏が隨時職務上に利用し得べく尙其他感化院保育事業等に從事せらるゝ人士の應用して徒爾ならざるべしと信ず卽ち余は是等諸氏の個性調查標準を示す票式製作の參考の一端たらしめんと欲し敢て不遜を顧みず次揭の如き余の案出せる「カード」を玆に示す所以の者蓋し之に依て汎く諸賢の示敎を仰がんと欲するが故のみ

而して余の斯かるものを作るに當り參考となしたるはクラーメル氏の用ゐたる票式にして同氏の全表を示せば第二表の如し(省略)而して氏は之れを用ゐて獨乙(I) fraßenheim bei Hinnmerstür vor hildesheim, (II) Maglalenüm bei Hannover. (III) Moorburg bei freistadt, (IV) stephansstift bei Hannovel. (V) Küstorf bei gufhorn. (VI) Ka'audshof bei Plotenburg なる保護敎育所に就き玆に收容せられたる總計三百七十六人の特殊兒童を檢査し其結果第三表の如き成績を得たり又メンケメルトル氏も同樣の方法を之を herrwardshof, Klein-bethlehem, schlaven, grossehn. Himmelpforten, stephanstift, bir-

gwedel, Hilfenberg, Philipp, Hinrichsen, の保護教育所に收容せらるゝ百八十九人の特殊兒童に應用し第四表(省畧)の如き結果を得たりと謂ふ

余の用ゐたる票式即ち第一表各項に記入すべき事項は說明を要せずして明かなるべし尙ほ智力測定の項中に記さるゝ色彩、貨幣、方角、時等の觀念は普通兒童に於て何歲位にて發育するものなるか又其兒童の家庭境遇等の狀況が如何なる影響を其智力發育の上に及ぼすかを見むために特に第五表の如きものを編し之を以て普通小學校在學兒童約千名に就き調査を試み以て普通兒童の智能發育の標準を略ぼ探り得たりと信ず

若し夫れ其の結果に就きては特殊兒童に就き檢査したる結果と相對照し後日發表する所あるべしと雖今姑らく玆に其檢索用の「カード」票式の雛型を揭げて以て識者の批評を乞はんと欲するなり

(三一七)不良少年と醫學　三宅博士は國家醫學會總會に於て本題に付所謂不良少年の原因に就ては醫師は其心身の病的なる爲めなりとなし法律家教育家は其罪を境遇家庭に歸せり然れども余の見る所を以てすれば兩者共に關係を有するものゝ如し元來少年犯罪者を大人犯罪者より區別すべしと唱へしは比較的近世の事なり、卽ち英國にてはジョン、ハバー始て之を主張し十九世紀に至て是等少年犯罪を收容調育すべき特殊の施設を見るに至り米國にては進行制及び吟味制を採り不良少年は之を親又は親族の監督に附し獨逸にては以前は不良少年に强制教育を施したりしが近來は之に保護教育を行ひ禍を未然に防ぐの法を講じつゝあり

以上は行政機關上に於いてなされし不良少年取締方法なり然らば不良少年に對する醫學上の批判如何と云ふに獨逸にありては保護教育は尙ほ改善を

第一表(二表以下省略)

特殊少年調査表　(收容所　　)

第　　號　(調査　明治　年　月　日)

姓名　　明治　年　月　日生
原籍　　數へ　年　歲　第　子
住所

保護扶養者姓名　保護扶養者と當人との關係　父母兄親戚

養父母他人

扶養者家計の主なる職業　生活の程度　富　中　貧

家庭の境遇圓滿不和　家庭の躾　寬　嚴　普通　偏硬

收容前居住地　其地方惡風の有無

收容前所在地　父母親戚　他人の家　感化院　監獄

現收容所へ收容の時日　明治　年　月　日(當時　歲)

收容の動機　孤兒　棄兒　浮浪　乞食　犯罪　窃盜　掻拂　掏摸　放火　家庭の請願

(貧困　惡癖　不從順　　)

犯罪者に於ての特殊事項　初犯　歲の　月頃　罪質其動機

其以後の犯罪回數　回　其都度の罪質及び動機

遺傳　兩親血族結婚無有(母は父の　に當る)

家系中に白癡低能聾啞大酒 / セステリー癲癇精神病異常 / 氣質神經質犯罪變死出奔浮浪乞丐犯罪者等の有無及び程度

父　祖父　兄弟
母　祖母　姉妹
其他

本人發育　言語　步行　發育及智惠付の遲速　常　遲速

小兒期　痙攣　夢中遊行　遺尿　痔癖

眼病の有無及程度

大病の有無及程度

頭部外傷有無及程度

精神狀態 (明治 年 月 日調査)

擧止動作 活潑遲鈍茫然注意及亂不安落つかず目視固定
言語澁滯性質
現在の學級
學業の成績
病的症狀 幻覺妄想 昏迷 興奮 强硬症 强迫狀態
其他

智力測定

色彩赤白黑青(綠)黃紫桃色水色
貨幣名稱五十錢二十錢十錢五錢二錢一錢五厘
計算以上の貨幣幾何個ありや 正 不正 遲速 自算 解算
以上の金高總計幾何なるか 正 迅徐 不正 不能
一圓より十三錢引けば幾何 尙十三錢引けば幾何
二錢五厘の筆五本にて幾何
十七錢五厘を五人にて分ければ幾何
方角左右を知るか 正 曖昧 不知
西とは如何なる方角か 正 曖昧 不知
東西南北を確に指し得るか凡て正一部正字義のみ知る
曖昧 不知
日中太陽は何れの方角にあるか 正 曖昧 不知
時一年は何日か 正 曖昧 不知
一ケ月は何日か 正 曖昧 不知
二月は何日あるか 正 曖昧 不知
七曜を知るか 正 曖昧 不知
一日は何時間か 正 曖昧 不知
一時間は何分か 正 曖昧 不知
(時計を示し)之は何時何分か 正 曖昧 不知

破瓜期(色情風發烈し手淫有無性格變化有無其狀況)

(女子に就き)月經 初潮 歲 其際精神變調有無
就學有無 就學年齡 歲 廢學年齡 歲尋常高等科 年級
學科成績上中下劣(低能)落第せしこと有無 回年級の時
特別に秀でたる學科 技藝特に不良なる學科
一般智力程度怜悧尋常愚鈍偏頗
性行氣質通常温順温和不從順勤勉無怠隋敏捷遲鈍輕躁浮
薄粗暴狡猾强情傲慢僻み怒易淡泊不整頓柔弱陰鬱忍耐
心泣蟲惡戲好意地惡虛榮虛言盜癖陰險剛腹殘忍佞奸執
拗放從短慮疎放懦弱頑冥愚直愚曲偏狹怜悧沈着質朴快
活感情轉換氣質定期性異常
經歷
陶冶の見込

身體狀態 (明治 年 月 日調査)

身長 尺 寸 分 體量 貫 百 目
頭圍 尺 寸 分 胸圍 尺 寸 分
體格 甲 乙 丙 營養 佳良 中等 不良 發育年齒
相當 不良 皮膚 正常 瘢痕 文身 顏面左右不均
顎面突出 顏貌 活潑 怜悧遲鈍癡猛 頭蓋左右不均
異常形態 耳殼形狀異常 左右著しく不等 指趾形態異
常 齒列異常 上齒列 下齒列 上齒列と下齒列との著
しき大さの不等 言語障礙 吃吶 發音不正症
聽力 常 不良 重聽聾 左右兩側 視力 常 不良
弱視 近視 遠視 夜盲 色盲 盲 左右兩側
連動反射感覺異常
著しき不具者畸形

智力測定（其二）

數の反覆　三九一
　　七九六四二

マセロン法（次の三名詞を用ゐて文章を構成せしむ）
　往來　事　人
　家　國旗　着物
　山　谷　川

定義敘述
　犬
　家
　母
　正直
　勉强

區別（次の各對の二つの意味の區別を問ふ）
　人形と小兒
　水と氷
　儉約と吝嗇
　借りたる物と貰ひたる物

診斷　普通の人　氣質異常　變質　低能　白癡　癡愚　輕症癡愚
　魯鈍（興奮性　遲鈍性　悖德性）精神病（　）

處置の意見

調查人名

（明治　年　月　日）

備考

要すと稱せらる是れ蓋し所謂不良少年中には次に示すが如き病的異常者ありて是等は專ら醫師の診療を俟たざるべからざればなり卽メエンクシユーレルが千八百八十九年にリヒテベルグに於て强制敎育を受けつゝありしもの二百人を檢したるに其中八十三人は常人なりしと云ふ又同人か千九百九年ハンノーベル州內保護敎育所に於て敎育せらる五百八十九人の兒童を檢したるに其三七%は精神薄弱者なりしと云ふクラメールは同年フラウエンハイム其他五ケ年所にて保護敎育を受け居る兒童三百七十六人を檢したるに其中常人三九%低能者は四九%なりしと云ふ其他チツベルは百六十三人の不良女子を檢し其七〇、六%は異常者なる事を知りリヴオールは七百八十六人の男性不良兒を檢し其の六九、六%は異常者なる事を認めたり尙ビルキルグトは千九百二年に於て一ケ月以上監獄にありし百二十四人の學齡男兒を檢し成蹟良好なるもの一八、九%普通なる者一、九%低能なる者四九、二%なる事を示しルツフレヒト（民顯幼年裁判所檢事）は二ケ年の幼年裁判經驗より幼年犯罪には比較的多くの病的のものありしを知れり最後に普國の公報に由れば七三六三人の幼年囚者中には九、八%の異常者あり要之所謂不良少年中の1/3乃至1/2は異常者なり

然り而して右の如き異常者の醫學的診斷は次の如し卽ちメエンクメエルレルが一九〇九年ハンノーベルにて五八九人を檢したるに內二一六人の異常者あり其の割合は

魯鈍	三五	癡愚	一三〇
六	外傷後性格異常	四	癡愚白痴
七	早發性癡呆	四	癲癇
八	重性神經質者	八	變質者

等の比なりき又クラメールが一九〇九年フラウエンハム其他にて檢したる三七六人の異常者二四二人中には次の種類ありき

癡愚　二六%　ヒステリー性　三%
輕癡愚　二六%　悖德病　三%
變質者　五%　悖德性白痴　二%

卽ち癡愚又は輕癡愚と名くべきもの其數に於て各半數を占む而して自働的犯罪者active Verbrecher は其數少なし此の如く不良少年に算入せらるゝ者にても其種類は多樣なるか故に之を一括して同時に訓育し保護せんとするも是途に倒底不可能事たるを免れず近時治療敎育學 Heilpädagogik の進歩に由りて益々此弊害を避け個性敎育を重んずるに至り且つ從來の低能兒敎育は遲きに失するの嫌ある事漸く識者の認むる所となれり

余も亦た明治四十一年以來十五の各地感化院、監獄に於て次の諸點に留意し觀察せり

（一）位置、所屬、經費、被收容者入院、年齡、入院の動機、入院の難易

（二）被收容者に就き、各人の遺傳、家庭、境遇經歷、學事、性行、疾病、感情、智能、奇癖等殊に自分調査の方法と形式、

（三）衞生上の設備、校舍の位置、建築、周圍、飮食、寢具、學課、運動、作業、醫師の關係、

（四）敎育上の設備、敎員、敎授法、學科、實科（手工）遊戲、體操、修身、宗敎、感化敎育＝殊に個性敎育と將來の監督

（五）其土地に於ける人民の思想

右調査の結果は大體に於ては滿足すべきものなりしと雖も收容し得るは全不良少年中の一少年部分に過ぎざるは遺憾なり且精神病的に個性の調査の實行せられたる所は一ケ所もなく纔かに

兵庫縣土山學園に於て專門醫のあるを見たるのみなり

收容者中の異常者割合は次の如し

（一）明治四十一年浦和、熊谷にて八十八人を檢し異常人と思はるゝものは一二、五% 精神薄弱者六五、〇% 精神病者二、二% なりき（三宅、池田）

（二）明治四十四年陸軍懲治隊の青年累犯者五〇人を檢したるに略ほ常人は一二%精神薄弱者五四%なりき（三宅、松江）

（三）同年井ノ頭學校の七三人中略ほ常人は二七人（卽ち三七%）他の四六人（卽ち六三%）は異常者なりき（三宅）

（四）同時に家庭學校兒童三九人中の十八人卽ち四六%は精神薄弱者なりき（三宅）

是等の異常者の中には自働性犯罪者ありき故に是等は別に收容するを要す其外斯る事業は之を中心に集むるを要す余は此目的に向つてクラーネルコルレルの方法に準して「カード」を作り以て調査を容易ならしめたり世の感化事業に從事する者は勿論、警察醫は皆各不良少年の個性を省みて特殊の保護監督をなし若くは未た入監せざるに先んじて各不良少年の改善に從事せば庶幾くは犯罪者を減じ或は之を未熟に防ぐを得べけん

（三一八）人類學上よりの刑事政策基礎觀念

山岡ドクトルは本題に付て其終りにロンブロゾー氏は主として身體的方面より犯罪者を視たるに反し近時勃興せる刑事人類學に於ては專ら心理上の諸點を根據とするに至れり而して此學に實驗心理學卽ち精神物理學を其基礎となすが故に頗る科學的なり抑も吾人の心理作用は五感にて外界の刺戟を感受し他方に於ては之に相當する意思を表示す

る事に由て外界と連絡す故に之に由りて精神關係如何を測定せらる即ち精神物理學上次の三點を測定し

(一) Reizschwelle
(二) Unterschiedsschwelle
(三) Reizhöhe

之に由つて感受性の鋭鈍を知る而して外界の刺戟の大なる時は內界の犯罪性少なく反之外界の刺戟の小なる時は內界の犯罪性の其の大なるを知る刑事心理學上犯罪者を觀察するに精神障害を有するもの（精神病者）と然らざるもの（健康者）とを區別せらる然れども此兩者の間には固より劃然たる區別の存するに非らすして徐々に相移行す即ち茲に於て中間者（精神薄弱者）の一階段を設くるを要す

精神病者に就て時としては鑑定人と裁判官との間に意見を異にする事あり是れ裁判官は元來精神病者が例外規定なるに由り其の適用を制限するの鑑定人は其の弱き程度のものをも精神病者の中に加ふるとの二理由に因る故に之を調和して一定の立脚點を與ふるは法醫學上顧る必要なる事なり即ち凡て外界刺戟を正當に判斷し得ざる程度のものは之を精神病者となし此の判斷が少しにても存すれば之を精神薄弱者中に算すべきものとす

精神薄弱者に對しては精神病學上より必要なる保安方法を講ずるを要す、常習者 Normalmalneseh に課刑するには常に其性格を參照し偶發犯罪（外界の刺戟の方が內部の犯罪性よりも甚しきもの）なるか將た慣習的犯罪（上に反す）なるかに從て客觀的又た主觀的に所罰すべし

○品性の修養を論す

石井光美口述

二月十一日千葉監獄講話會に於て部下に對し品性の修養てふ題目の下に講述せる大要なり

紀元節の佳辰に當り諸君を一堂に會しまして一席の講話を試みまするのは私の光榮とする處であります而して本日の講話の問題は品性の修養を論す、と云ふのであります、此の問題は御承知でもありませうが本月一日司獄官練習所長から三月十五日入所する入學生の候補者に對し發せられたる筆記試驗の論文であります此の問題は時節柄快心の問題であると思ひます品性の修養と云ふことは昔も今も變ることなく必要なる事柄で社會のあらゆる階級の人を通じて必要である殊に吾々司獄官の如き無賴の徒を對手として其の職責を擧げんとするものにあつては特に必要なることであると考へます故に之れを直に採て諸君金般の問題となし其意見を徵してより已に一週間を經過し昨日を以て〆切と致しましたが思ふに諸君は平素抱懷する意見を充分述べられたことでありませうが私は未だ其れを拜見する機會がありません私自身に於きましても大に之れを講究し自ら攻むるの必要あるを認め一週間の間熟考致しました其結果を此所に報告旁々一席の講話を爲すは決して無用の事でないと信じます

サテ品性といふ熟語は經書の上では品と性とを續けて解釋してあるのは餘り見ませんが性といふ文字は經書にも之れを修養の第一義として論じてあります、即ち儒敎にては性は人心稟賦の理なりといふてあります之れは人心の善なることは天地間の自然の理であるといふ意で人は生れながらにして天然の理を備へて居る故に其性は善なり又佛敎

にも人皆佛性を具有するといふてあります佛心を有するが故に磨けば磨くほど佛になり得るのであります儒教にも本然の性を磨くことを以て明德を明にすとも說でありますし又習の性といふことも認めてありますし習の性とは氣質の性のことで即ち論語にも性相近也習相遠也と述べてありますし通り敎育又は家庭の敎訓周圍の事情によりまして善にも惡にも傾くものであります即ち習の性をなすのであります要するに品性の修養といふ問題は道德的に屬するもので道德的品性は倫理學の範圍であると信じます而して此の問題を解釋するには尙ほ心理學の一班をも研究するの要があると思ひますが先づ平たく云へば品は人品、性は性格であつて概括すれば人格といふてもよいと思ひます從來世間にて彼の人は人格が高いといふのは品性の高いことを云ふので即ち人格と品性とを交互に用ゐて居りますが人格は絕對にして手段にあらず人格の確立は品性の陶冶に依るものであります自分の考へにては誤りがあるか知れませんが品性の定義を申しますると「品性とは平常吾人が行爲に一貫せる意志の習慣を云ふ」と云ひたいのであります果して然らば其人格とは如何なるものなりやといふ問題が起りますし人格を說明するは甚だ困難でありまして心理學でいふ人格と倫理學でいふ人格と差違がある樣でありますし倫理學上言ふ處の人間たるべき通有資格から申しますと人格とは(い)物質的要素（即ち肉體を云ふ）(ろ)心的要素（即ち智情意の作用を云ふ）(は)社會的要素（即ち社會に於ける共同生活の機能を云ふ）即ち此の三ツのものが備はらなければ人格がない人間といふことが出來ないので心理學上では主として智、情、意の圓滿に統一せらるゝを云ふ樣であります尙ほ此の外に超人格といふことがある之れは平素吾々が尊敬の意を拂ひつゝある神佛の如き肉體を有せざるものをいふので又其外に非人格と稱するものがある之れは人間以外の動物で肉體はあるも智情意の作用を有せざるものをいふのでありますし要するに人は其人格の高下即ち賢、不肖とか善惡あるが如く其品性にも高下の區別があるものと信じます而して其品性を修養したるものの之れを德と申します經書には德は得なりと申して天稟の能を指したもので玆に於て修德といふことが出て來るのであります修德とは大學にも「明德を明にす」とありますし之れは人は皆本善の德を磨かねばならぬ即ち修養を要すとの意であります而して方今倫理學上德とは如何なるものをいふかと申しますと倫理學者は德とは智識の指導に從へる品性の美果なりと申て居りますソクラテスは智は即ち德なりといふて居りますが之れは多少一方に偏したるやの嫌ひがあると思ひますけれども智は智、情、意の中にても最も重きをなすを知ることが出來ます然らば修德とは如何といふに智、情、意の三者を圓滿に發達せしむるをいふので別言すれば修德の要件は明確なる智識の判斷によつて善惡邪正を辨別し之れに依りて情意の作用を正しき目的に指導するをいふもので今玆に智情意の三者を圖解すれば



第一、智の修練は品性修養上最も必要なる事柄で歐陽明學派でも智は良知良能なりといふて居

ます即ち本善の性を良とし智の修練は萬知萬能の域に達すといふてあります然らば智の修練は何によりて得らるゝやといふに習學と常識とに依り發達せしむることが出來るのであります

(い)習學

朋道先生曰く「學を爲すことを知らんと要せば須く書を讀むべし書は必ずしも多きを要せず其約を知らんことを要す多く書を讀んで其約を知らざれば之れ書肆のみ」と又中庸には「學を好むは知に近し」といふことあり即ち智の修練は習學にありといふ所以であります

(ろ)常識

常識とは人情の奥秘を探り場所の狀況に鑑み時の慣習に照らし是非善惡を判斷する力なり即ち臨機應變の判斷力であります古語に所謂宗廟には敬を主とし朝廷には莊を主とし軍旅には嚴を主とするとあるは之れ臨機應變の例を示したのであります世人往々社會智識を指して常識といふも玆に謂ふ所の常識は之れに異なり又一時を繕ふ彌縫策をいふにあらずして正當智識の判斷に依る臨機應變の處分力を云ふのであります

(は)經驗

經驗は日夕實驗する生きた學問上得たる一種の觀察力であります此の觀察力は智の修練に必要缺くべからざる條件であります

第二、情の修練

是れ亦品性修養に必要なるもので情に感應、情緒、情操の三ツのものがあります此の三ツのものを互に相並行せしめ之れを圓滿に調和するの必要がある要するに情の精神を左右する力は至大なるもので宗教家の如きは常に之れを抑制することに努めて居ります佛教には貪、嗔、痴を三毒の煩惱と云ひ又古人は意馬心猿と稱して大に之れを戒しめてあります日常吾々が取扱ひつゝある受刑者の如きも其の多くは情の爲めに一身を過り或は放火をなし或は殺人をなし遂に重刑に處せられて居る次第なれば之れを修練して劣等なる情を排し高尙なる情を活動せしめなければなりませぬ

(い)感應

感應とは感覺なり即ち身體氣候五官の作用に依り痛痒寒暖快不快を感ずる初期の情であります

(ろ)情緒

情緒とは感情が聯想に伴ふて生起するの情で即ち感應の如く自身の感覺のみにあらずして自他を聯想して起る情であります

(は)情操

是れは情の最上に位し智的に進歩せし一層高尙なるもので即ち審美道德宗教等は情操の起因となり美を愛し善を好み惡を惡むの情とか進んで吾人々類以上に萬有を支配する大自在力を有するものゝ存在を認め之れに歸依し其命に服從するは宗教的情操であります

第三、意の修練も亦品性修養に必要なるもので勇敢と耐忍と自省により發達せしむべきものであります何か爲めに其必要ありやといふに人若し智識を有し高尙なる情操あるも意志の之れに伴はざるときは死智死情に終り行爲を完全に表彰することが出來ないのであります然らば意志とは如何なるものなりやといふに意志とは吾人の精神が外部に向ひ行動せんとす

る意識的活動を云ひ盲動とは異なるのであります近思錄に「不善の動は妄なり妄復するときは無妄なり無妄なるときは誠なり」といふてあります昔時は意志鍛錬の學を尊び從つて意志の强大なる豪傑が洋の東西とも輩出致しました譯かと思ひます以上智、情、意の三ツに就き述べ來りましたが之れを約言すれば意識的の主義一貫して終始道德的に發動する慣習を稱して道德的品性と云ふのであります尙ほ意の分說を致しますと

（い）勇氣

勇氣とは獨立自保して情慾の奴隸とならず自ら己れを支配する克己の勇である人として勇氣なければ何事も出來ないので中庸にも「恥を知るは勇に近し」といふてあります

（ろ）耐忍

耐忍とは意志の堅忍不拔にして艱難悲境に屈せざるものをいふのであります

（は）自省

自省とは自己の言動を反省して惡を去り善に就くを云ふので近思錄にも「治怒を難しとす治懼亦難し己に克て以て怒を治むべし理を明にして以て懼を治む可し」とあります之れ智情意の配合を良くし克己自省するを云ふたのであります

右の外尙ほ注意すべき事は肉體を有せず社會を離れては人格を成立すること能はざる要件であります社會生活といふものが人格の要素で若し孤島に一人居るとせば人格の特色ともいふべき權利義務は存在致しません即ち人間の本務といふことが無くなれば人格なるものは沒却して認むることは出來ませぬ叙上智情意の關係は極めて密接なるもの

で之れを調和せなければならぬ意志の堅固は克く勇氣あり忍耐ある人となるも智識と感情の活動がなければ其効果はありません反つて頑固の人として排斥せらるゝのであります智に奔らず情に流れず强大なる意志に依て圓滿なる性格を造ることが必要であると信じます最後に一言して置きたいのは吾々司獄官吏は重大なる責任を負ひ幾百千の在監者を双肩に荷ふて居るので從つて其一言一行と雖ども直接社會に大なる影響を及ぼすのであるから常に品性の修養を怠つてはならない若し之れに冷淡なるものあらば其れは自己の職責を自覺せざるものである否寧ろ職務に不忠實なりと云はねばならぬ右述べし所は多くは論理的の講話なるも尙ほ之れを精細に工夫して修養を加ふるには或は古聖賢の言行に鑑み或は孔孟の學を修め或は佛典等を繙くを以て捷路と思ひます兎に角諸君は此の論理を基として近く取て之れを思ひ實地に應用する樣に願ひたいものであります甚だ淺薄ではありますが學者古聖賢の所說に基き斯樣であるまいかと思ふ點を述べた次第であります



通信

○名古屋だより

金城南溪生

明治四十二年より四十四年に至る滿三年間に於て名古屋監獄に新入したるもの、奉敎心及敎育の有無を調査したるものを得たれは左に報道することゝ爲しぬ

四十二年中入監者總人員男二千五百八十二人女百九十七人合計二千七百七十九人

內譯

奉敎心有ルモノ　男　二百四十一人　女　十二人　無キモノ　男二千三百四十一人　女百八十五人

敎育有ルモノ　男千二百五十三人　女二十八人　無キモノ　男千三百二十九人　女百六十九人

四十三年中入監者總人員男二千七百九十四人女二百十四人合計三千〇〇八人

內譯

奉敎心有ルモノ　男　三百五十九人　女　十九人　無キモノ　男二千四百三十五人　女百九十五人

敎育有ルモノ　男千六百二十七人　女五十八人　無キモノ　男千百六十七人　女百五十六人

四十四年中入監者總人員男二千三百七十一人女百九十六人合計二千五百六十七人

內譯

奉敎心有ルモノ　男　二百三十五人　女　十人　無キモノ　男二千百三十六人　女百八十六人

敎育有ルモノ　男千五百六十三人　女五十二人　無キモノ　男八百〇八人　女百四十四人

右三年間を通して入監者總人員男七千七百四十七人女六百〇七人合計八千三百五十四人

內譯

奉敎心有ルモノ　男　八百三十五人　女　四十一人　一〇弱　無キモノ　男六千九百十二人　女五百六十六人　九〇弱

敎育有ルモノ　男四千四百四十三人　女百三十八人　五五弱　無キモノ　男三千三百〇四人　女四百六十九人　四五弱

以上の成績に徵すれは犯罪者は宗敎の信心無きも

のに多くして有るものに少なし又敎育あるものに多くして無きものに少なし是れに依て之を觀るに社會に於ける國民の敎養に就ては益々佛敎の信念を鼓吹して德性を涵養するに同時に又普通敎育の方法に於て改良を要するものあるを認むることを得るなり

蓋し奉敎心及敎育ある者にして犯罪行爲を敢てするものありとせは或は世人の疑を惹く處あるを以て左に之を說明すべし

奉敎心有る者とは未だ正確なる信仰を有するにあらされとも宗敎に歸依して稍々神佛を禮拜する思念を有し居るものなり

敎育有る者とは小學校以上の敎育を受けたるものにして之を細別すれは左の如し

種別	四十二年入監者	四十三年入監者	四十四年入監者	計
中學校卒業以上及同程度				
男	四二	五七	五八	一五六
女				

高等小學卒業以上及同程度尋常小學卒業以上同程度並ニ半途退學ノモノ	男	女	計	合計
男	二七四	三〇六	五八〇	九一五
女	九三七	二六四	六〇一	八一五
計	同一二五二	同一六二七	同二八七九	同三三七一
無敎育	男一三二九	一一六七	二四九六	三三〇四
	女一六九	一五六	三二五	四六九

又四十年より四十四年に至る滿五年間に於て當監より釋放したる總人員一萬千百〇三人其內初犯者は五千三百五十二人累犯者は五千七百五十一人に就て成績を調査すれは左の如し（但し押送還送及執行停止者を省く）

前科犯數	一年內入獄	二年內入獄	三年內入獄	合計
初犯	一七〇	一六〇	一六〇	四四
再犯以上	一、三九三	五八五	二一四	二、一九二
合計	一、七〇七	七五五	三七四	二、八三六

此再入獄者を釋放したる總人員より控除せは初犯

者四千七百八十人累犯者三千五百五十九人合計八千二百六十七人は行刑感化の目的を達し得たるものと知ることを得之れが百分比例を擧くれは不入獄者七十四人四分餘再入獄者二十五人五分餘又同期間他の監獄に於て釋放せられたる者にして當監獄へ三年以內に再入したるものを擧くれは左の如し

前科犯數	一年內入獄	二年內入獄	三年內入獄	合計
初犯	一〇三	五六	七九	二三八
再犯以上	六八二	二六八	一二九	一、〇七八
合計	七八四	三二四	二〇八	一、三一六

○前橋だより

（前橋監獄管內出獄人保護成績）

前橋監獄報

拜啓時下春暄之候筆硯益々御勇健奉賀候、陳は當監獄管內出獄人保護成績に就ては前年來報告致候に付詳細は玆に省略候得共、明治四十二年二月群馬縣出獄人保護規程實施以來、規程上の保護機關即ち釋放者歸任地の警察署長、市町村長、小學校等に於て保護に於て保護を加ふるの外縣下各郡市別に各宗教家の協同一致に成れる各宗協會（名稱に異同あるも）に於て、常に警察署長市町村長等と相提携協力し（監獄に於ては勿論是等保護團體と深厚なる聯絡を有し居れり）專心此事業に貢獻盡瘁しつゝあるは喜ふへき現象と相認候、之か爲め累犯出獄者にして正業に就く者漸く多きを加ふるに至り申候國家社會の爲め御同慶に存候殊に亦明治四十三年十月中央保護會の組織を見るに至つて相互の盡力に依り出獄人保護上に至大の便宜を享有することゝ相成申候

今明治四十四年間當管內に於ける出獄人保護成績

（宗教家團體の組織に成れる保護事業の成績は別に掲く）を記述するに當り、勢ひ群馬縣令たる出獄人保護規程發布の當時即ち明治四十二年に遡り之れを觀察するの必要を認め候、即ち同規程實施以來正業に就き又は其他の事由に依り保護を解除せし者（合計六百四人）を除くの外は年々釋放者の員數漸く追加し來り、從て保護人員の上に著しき增加を見ると共に此事業施設の上に漸く煩雜を來たすに至るは素より當然に候得共能く之を適當に保護誘導して遺憾なからしめてこそ初めて累犯の減少を期し刑事政策上の大目的を達したるものと云ふを得へけれは、此處保護の任に當る當事者の苦心の程同情感謝に堪へさる所にして玆に其の勞を多とする處に御座候、左に明治四十二年乃至四十四年間の保護成績を調査し其の概要を說明致候

群馬縣出獄人保護規程實施以後成績表

（所轄警察署報告統括）

一保護に付したる人員　合計二千八百七十人

內

明治四十二年中　五百九十四人

同　四十三年中　千二百十六人

同　四十四年中　千〇六十人

一同上の內保護を解きたる者　合計千三百七十二人

內

正業に就き保護を解きたる者　六百〇四人

他へ轉住したる者　百九十七人

出獄後歸着せす又は歸着後行衞不明の者　四百十六人

再入監したる者　百二十五人

死亡したる者　三十人

一現在保護中の者（明治四十四年十二月末日現在）　合計千四百九十八人

内男　千四百十九人

女　七十九人

職業を有する者
- 改悛の狀ある者　五百八十五人
- 稍改悛の狀ある者　五百五十五人
- 改悛の狀難認者　二百八十三人
- 計　千四百二十三人

職業を有せさる者
- 改悛の狀ある者　二十人
- 稍改悛の狀ある者　二十一人
- 改悛の狀難認者　三十四人
- 計　七十五人

更に如上の現在保護者を改悛の有無別及職業者無別に依り百分比例を算出するときは左の如し

改悛の有無別
- 改悛の狀ある者（稍改悛の狀ある者）　五百七十六人（三八、五%）
- 改悛の狀難認者　三百十七人（二一、一%）
- 計　千四百九十八人（一〇〇、〇）

職業有無別
- 職業を有する者　千四百二十三人（九五、〇%）
- 職業を有せさる者　七十五人（五、〇%）
- 計　千四百九十八人（一〇〇、〇）

右は唯現在保護中の者に付其改悛の狀態及び職業の有無を調査したるに過きさるも、尚ほ他に正業に就き保護を解きたる者六百四人あり、此數は正に改悛者の内に加算し得へきを忘るへからす存候、即ち別表を添ゆることゝせり、

但し本年下半期各警察署別調査表あるも便宜上其總括のみを掲けたり

出獄人保護餘程發布以來の成績統括　所轄警察署報告

類別	越入人員	出入										現在保護中ノ者						戒飭ヲ加ヘタル者
		通知ヲ受ケタル出獄人			計	正業ニ就キ保護ヲ脫キタル者	他管ヘ出獄人ノ通知ヲ受ケ後行方ヲ晦ました者	歸着ノ明ナル者	再入監	死亡	計	職業ヲ有スル者			職業ヲ有セサル者			
		通知ヲ受ケタル出獄人	他管ヨリ縣内ヘ歸入シタル者	縣内他府縣ヨリ歸入シタル者			縣内他府縣ヘ轉住シタル者					改悛ノ狀アル者	改悛ノ狀ニ後アルヘキ者	改悛ノ狀ヲ認メ難キ者	稍改悛ノ狀アル者	改悛ノ狀ニ後アルヘキ者	改悛ノ狀ヲ認メ難キ者	
合計	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四十四年 自一月至六月	一一	一、〇六〇	一一	一一	一、〇六〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四十四年 自七月至十二月	三、五五四	一、〇八九	四七	四七	一、一三六	四九	四九	四八	一一	一一	一、二一四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四十四年 計	三、五五四	一、〇八九	四七	四七	一、一三六	四九	四九	四八	一一	一一	一、二一四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四十三年 自一月至六月	二、七〇八	一、〇一九	四四	四四	一、〇六七	四一	四一	四一	一一	一一	一、一一四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四十三年 自七月至十二月	二、七〇八	一、〇一九	四四	四四	一、〇六七	四一	四一	四一	一一	一一	一、一一四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四十三年 計	二、七〇八	一、〇一九	四四	四四	一、〇六七	四一	四一	四一	一一	一一	一、一一四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四十二年 自一月至六月	一、八九九	一、〇一九	四四	四四	一、〇六七	四一	四一	四一	一一	一一	一、一一四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四十二年 自七月至十二月	一、八九九	一、〇一九	四四	四四	一、〇六七	四一	四一	四一	一一	一一	一、一一四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四十二年 計	一、八九九	一、〇一九	四四	四四	一、〇六七	四一	四一	四一	一一	一一	一、一一四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一

以上の如く我が群馬縣管内に於ける出獄人保護事業は着々良好なる成績を擧けつゝありて將來益々發展の傾向あるは實に喜ふへき現象にして監獄は適當に事業の奬勵、警察の任を盡し居る積に御座候

更に四十四年に於ける本縣管内の主もなる地方保護會（主として各宗教家の組織に成れるもの）に關する成績を調査するに左表の通りにして前者即ち所轄警察署の調査と符合せすと雖も其範圍及ひ觀察の異なる所以にして各當事者の熱誠なる盡力に依り寧ろ本表の正確なるを信するに足るへしと存候

地方保護會出獄人保護成績表（明治四十四年中）

類別	本年間の新保護人員		前年ヨリ越員		再入監		保護ヲ解キ無斷退出		他ノ地方保護會ニ委托		正業ニ就キシ爲メ他へ轉住	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
橋本園	七四	一					一六		二			
桐生積善會	一五九	六四	三	一			五	二	二	一	三七	六四
唯氷佛教園免囚保護會	五八	二六	一				二七	一	三		一四	四五
多野各宗協會	一四八	七九	二				二七	二	二		一二	六四
群馬郡佛教協和會	五七	二七	一				一〇		二		一四	五一
吾妻郡出獄人保護會	四四	一四	一				五		四		二三	一四
利根佛教會	一二〇	七三	一				一六	一	三		一三	八一
合計	四七六	三二	七	一			七四	三	一六		四〇	一三

被保護者の職業	現在（十二月末日）		出入			
	農家雇ハレ又ハ日雇稼	農自作又ハ小作	十二月末日現在計		タルヲ再入監者	死亡
	男	女	同	同	同	同
他業	同	同	同	同	同	同
機業	同	同	同	同	同	同
荷挽	同	同	同	同	同	同
車馬丁	同	同	同	同	同	同
竹細工	同	同	同	同	同	同
絲繭商	同	同	同	同	同	同
青物商	同	同	同	同	同	同
木挽製板	同	同	同	同	同	同
土方人夫職	同	同	同	同	同	同
農家雇ハレ又ハ日雇稼	同	同	同	同	同	同
農自作又ハ小作	女	男	同	同	同	同
	七二	一	一九六	四六	一	
	一二	四一	五一二	六六	一	四一
	一五〇	一九	八五〇	二五六	一	三
	二八	七二四	一七九一	五五六	一二	四
	九	八一〇	一五〇二	三二	五	一
	七	一五	五一二	三一四	一	二
	一〇	一一〇	一四〇〇	五四三	一	三
	一七四	三一二	六六四	二二五	三七	一七

業	無合計	同上改悛の程度									
		改悛ノ狀アル者			稍改悛ノ狀アル者			改悛狀態認者			合計
	職	男		女	男		女	男		女	
	計	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一	一六九	一	一六	（盲）一							
一	五二		一二		三	一		二	一		一九六
一	八〇五		二		四	三					五二
一	一七九		二三		二	一		三	一		八〇五
一	一五〇二		二三		七	六		二	一		一七九
一	五二		五九		三	〇		三	二		一五〇二
一	一四〇〇		一三		九	一					五二
一	六六四四		四		五	〇		四	一		一四〇〇
一			七七		一九	二七		七	六六		六六四四

○大分たより

▲佛教惠眞會

縣下北海部北部に於ける二町八ケ村の眞宗本派の寺院住職は佛教惠眞會を組織し本月一日同郡長光寺に於て發會式を擧行せり

▲橫灘和合會

縣下郡別府町外同地海岸部に沿ひたる各町村各宗二十四ケ寺の住職は衆て感化濟生の目的を以つて橫灘各宗和合會を設立し居りたるか本月四日第四回總會を開き出獄人保護事業を開始することゝ相成同會には檢事正、典獄、警察署長等臨席檢事正及典獄は事業經營上に關する希望演說を爲したり

▲南郡佛教保護會

縣下南海部郡一圓の各宗聯合保護團は今回會名を南海部郡佛教兇囚保護會と改め會則に改正を加へ役員を撰定し本月二十八日佐伯町潮谷寺に於いて更に發會式を擧行せるが先づ會長代理開會の辭を述べ次に典獄、郡長、町長、新聞社員等の祝辭演說あり會長代理の謝辭を以て閉會を告げ尙ほ引續き午後一時より同寺に於て講演會を開き恰も墓參歸省中なる矢野文雄氏を初め、判事、警察署長、住職並に有志數名の講演あり非常の盛會を極めたり（江上秀吉報）

▲宇佐郡眞宗教團端行會

大分縣宇佐郡に於いては眞宗兩派に屬する百八ケ寺の住職共同し出獄人保護機關として眞宗教團端行會なるものを組織し發會式を擧行せり當日來賓として典獄郡長警察署長分監長各町村長各學校長來臨兩派寺院住職佛前に於て讀經終て會長開會の辭を述へ副會長の式辭朗讀分監長警察署長典獄郡長等の祝詞演說會長の答辭にて閉會其會則は左記の如く規定せり

宇佐郡眞宗教團端行會々則

第一條　本會を宇佐郡眞宗教團端行會と稱す

第二條　本會は宇佐郡內町村の出獄歸住する者をして言行一致眞民淳俗の實を期するを以て目的とす

第三條　本會は宇佐郡町村內眞兩派に屬する各寺院住職を以て組織す

第四條　本會の事務所は隔年交替を以て四日市兩別院內に置くものとす

第五條　本會は各寺住職を正會員とし本會の旨趣を贊成する者を贊成會員とす

第六條　本會の趣旨を贊成し金五圓以上喜捨したる者若くは名望ある者を以て名譽會員とす

第七條　本會兩別院輪番を以て正副會長とし郡長警察署長及び町村長を以て顧問に推薦す

但し會長之職務一年交替とす

第八條　本に左の役員を置く

會長一名　副會長一名　評議員若干名　理事若干名　會計一名　書記一名

第九條　理事は正會員の互撰會計及書記は會長之を指定す但任期は各一ケ年とす

第十條　會長は會務を整理し理事は會務を擔任し會計は會長の命を受け現金出納の責に任し書記は會長の命を受け庶務に從事するものとす

但し會計書記は手當なき支給する事あるへし

第十一條　評議員は兩派の正副組組長を以て之に充て會長諮詢に應し本會の安寧秩序維持方法を謀るを以て職務とす

第十二條　本會の經費は有志者の喜金捨を以て之に充つ

第十三條　會計事務之引續をなすときは理事二名以上立會の上帳簿に捺印し後日の證とす

第十四條　本會の出獄者に對する保護方法左の如く定む

一　保護區域內に歸住すへき出獄者にして懇め通知ありたるときは本人の親族又は隣佑者に注意し保護準備に着手するものとす

二　一般人民に對し社會問題の任務として保護の必要を勸勵し從來出獄人を懷獄する弊風あるを矯正なること

三　出獄者にして相當の保護人なく依頼の道なきものは之を大分保護會に委托するの手續をなすものとす

四　保護擔任者は少くとも毎月一回以上被保護者の居宅に臨み敎誨を施し懇切に保譯を加へ其の成績を毎月一回會長に通告し會長は之を保護成績簿に登錄するものとす

五　被保護者にして貧困を訴ふるときは本會より一時救濟を施し或は傭主を求めて衣食の道を與ふるに盡力すへし

六　被保護者の携有金又は勞務所得金は相當之を貯蓄せしめ蓄財思想を養成し以て獨立自營の途を開かしむへきこと

七　被保護者治療の疾病の資力なき者は施療の方法を講するものとす

八　被保護者他に轉するときは之を會長に報告し會長は之を所屬擔任者に通知すること

九　被保護者にして保護の必要なきに至る時は之を解除し會長に通報する事

十　被保護者改悛の狀顯著にして他の刑餘者の模範となるへき優良の實績ある者は本會は殊に之を表彰し相當の行賞をなすものとす

第十五條　本會は監獄警察署町村長と氣脈を通し良民養成の實績遺憾なきを期するものとす

第十六條　本會は毎年一回總會を開き事務の成績會計の報告をなすものとす

（中間壽三郎報）

叙任

任看守長十級俸給與　久田博人

巢鴨監獄詰ヲ命ス

八級俸給與　（樺戸）看守長　古屋喜六

依願免本官

青森監獄詰ヲ命ス　（弘前分監長）看守長　赤城一雄

弘前分監長ヲ命ス　（青森）看守長　庄司善吉

依願免本官　（靜岡）看守長　高木清

任看守長十一級俸給與　（山形）看守　松野八藏

四級俸給與　（前橋）看守長　松尾勳作

依願免本官

○沖繩たより

松本林太郎

拜啓春暖の候筆硯益〻御多祥奉賀候陳は當監獄看守橋口兼愛氏は勤續三十年餘に涉り勤勞不斷に依り當監獄職員にて組織せる共濟會は其功勞を表彰する爲め銀側懷中時計一個を添へ表彰狀を贈りたり

表彰狀

沖繩監獄看守橋口兼愛君

君明治十四年七月二十三日當監獄に職を奉し爾來勤續三十年餘一日の如く其功勞洵に顯著なり因て本會は別紙目錄（銀側懷中時計一個）の通り贈呈し聊か其功を表彰す

明治四十五年二月二十七日

沖繩監獄職員共濟會

會報

○茶話會

例に依り第二土曜日即ち二月十日午後二時より本會茶話會を開催東京帝國法科大學教授法學博士中田薫氏は佛國路易第十三世及十四世の時代の國威隆々と揚り君權强大に高りたると同時に種々の缺點も亦之に伴ひ從て其弊害が裁判にまで及ぼしたる結果寃柱に泣ける悲酸の事例を詳說し諄々二時間以上に亘りて有益なる講話ありたり尙三浦典獄の講話ある筈なりしも時既に四時を過ぎたれば次會に讓る事として散會せり來會者九十九名其芳名如左

本名瀨禮助	森　元祐	坪井　直彦	藤澤　正義	生三　俊隆	藤井　虛
立石　重司	逸見祐之助	三浦　貫	三輪榮大郎	町井　春吉	飯谷　米藏
渡邊　榮次	村田　平藏	原　卓一	原　胤昭	佐藤　金司	吉田正太郎
篠田　又吉	瓦井　唯次	板倉　瀧藏	長尾　長巳	坂井　冽	田山清四郎
笠井倉之助	岬　丈太郎	羽柴瑪太郎	景山　榮志	西本　龍拳	峰岸峰次郎
橋本　仙助	立石　尙	林　豐齋	肥後　正彦	小濱　斐信	菅　晟千代
都築　琴二	廣田平次郎	秋山　金吉	役　鍾靖	土倉　是空	引野　信夫
國谷敬次郎	藤野清次郎	坂本伊太郎	鈴木養之助	關口倉之丞	森田　景三
内堀　一雄	中谷　一夫	齋藤　康麿	栗原權左衞門	藤谷恒太郎	佐々木俊翁
岩田峯太郎	加藤　市藏	森口幸之助	石川友之松	秋葉儀一郎	山内　末吉
松井宗三郎	井澤正太郎	吉野　房吉	新美　鶴吉	齋藤　敬二	白崎　多藏
市村文次郎	青山　忠一	柴田　吉藏	相原　祐彌	山口　熊双	小島儀十郎
松野秀太郎	小原綱五郎	内山新一郎	醍醐　榮司	柴田　英之	桃田與四郎
後藤　弘	和田太郎吉	長谷川鐘太郎	中村　基吉		

伊藤　祐之　常石政次郎　末光　柒平　芳村　重次
兒島　三郎　香川又二郎　佐野　佳夫　島田　榮造
推名　通藏　岡部　安憲　住江　敬義　仁科　正枝
豐野　胤珍　眞木　喬　谷田　三郎

○授業科目と講師

第四回監獄官練習所の授業科目及講師の氏名等今日までに決定したるは左の如し

一監獄學	監獄局長	谷田　三郎
一監獄法及施行規則	司法省參事官 法學士	谷野　格
一監獄關係法規	監獄事務官	眞木　喬
一禮式操練	陸軍步兵中尉	水谷　嘉市
一刑　法	陸軍步兵中尉	白水　正恆
一刑事訴訟法	司法省參事官 法學士	三木猪太郎
一犯罪人識別指紋法	司法省參事官 法學博士	豐島　直通
一監獄衞生	ドクトルユリス 醫學士	大場　茂馬
一倫理學	文學博士	中島　力造
一心理學		高島平三郎
一犯罪心理		山岡萬之助
一統計學	内閣統計局審査官	横山　雅男
一社會學	文學士	十時　彌
一實務演習	監獄事務官	豐野　胤珍

其他救濟事業監獄教誨等の科外講義を行ふ豫定なるも講師は未定なり

○練習生追加

第四回練習所に入るへき練習生の氏名は前號に報道せしが千葉監獄よりは一名增派の事に決定し朝鮮總督府より五名派遣せらるゝことゝなりたり其氏名左の如し尙大阪監獄より教誨師一名入所することゝなれり

千葉監獄　看守　奥山源三郎

朝鮮總督府　看守長　弘永　吾八
同　看守長　藤田　吉平
同　看守長　力武　竹一
同　看守　鶴田勝太郎
同　看守　佐藤　周助

○編輯事務專任

編輯事務は從來香川屬之を兼ね居りしが這般元讀賣新聞記者たりし谷口勝治氏入りて專ら編輯事務に任ることゝなれり



法學博士小河滋次郎先生著述書（滿判七百頁）

監獄法講義

本書は斯學の泰斗小河博士が明快暢達の筆を揮ふて我が監獄法の規定を解說せられたるものにして記述の詳密叮寧なるは本書が無比の大冊を成せるに由りても之を知るべく、司獄の要職に在る士は勿論一讀を要するものなり。好評嘖々、忽ち再版

洋裝並製本　定價金貳圓五拾錢　內地送料金拾貳錢
皮革上製本　定價金參圓　內地送料金拾六錢

司獄官に限り

一時拂　並製特價金壹圓六拾錢（外に送料）
上製特價金貳圓（外に送料）
▲五部以上は送料不要（但し蝦、鮮、樺、清地方は內地送料との差額丈けを要す）

月賦拂　會計主任の責任を以てする注文に限り
並製每月金四拾五錢宛（四箇月）
上製每月金五拾五錢宛（四箇月）
▲▲各送料は第一回分に添付の事五部以上の送料は一時拂の通り

東京神田裏神保町　嚴松堂書店　電話本局二五五六　振替東京二五五四六

會費送附方

肩書	東京市麹町區西日比谷町
番地	壹番地
宛名	監獄協會理事　眞木喬
振込局名	司法省內郵便局

明治四十五年三月二十日發行（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地　豐野胤珍

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

發行所　東京市麹町區四日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

印刷所　東京市四谷區荒木町二十七番地　東京書院印刷部

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院